

平成 30 年度～平成 32 年度

珠洲市高齢者福祉プラン

第8次珠洲市老人福祉計画

第7期珠洲市介護保険事業計画

珠 洲 市

平成30年4月

はじめに

我が国の高齢化率は、平成29年には27.4%となり、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる平成37年には30.0%、平成48年には33.3%に達し、3人に1人が65歳以上の高齢者になると推計されています。

一方、本市の高齢化率は、平成29年10月で47.3%、後期高齢化率は27.1%と日本の高齢化率を大きく上回っており、今後もこの構造が続くものと予測されます。



このような状況のもと、本市では持続可能な介護保険制度を目指し、「認知症施策」、「医療と介護の連携」、「生活支援サービスの構築」、「介護予防の推進」など、地域包括ケアシステムの構築を実現するための取り組みを、引き続き進めてまいります。

このたび策定いたしました珠洲市高齢者福祉プラン（第8次珠洲市老人福祉計画・第7期珠洲市介護保険事業計画）では、「だれもが生き生きと暮らせるまち」を基本理念として掲げており、本市としましても、団塊の世代が75歳を迎える平成37年を見据え、高齢者が可能な限り住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるよう、支援してまいりたいと考えております。

本計画の推進にあたりましては、市民の皆様をはじめ行政及び関係機関、各種団体の皆様が互いに連携することが大切であると考えておりますので、よりいっそうのご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、ご審議をいただきました「珠洲市介護保険事業計画・地域包括支援センター及び地域密着型サービス等運営委員会」の皆様をはじめ、貴重なご意見やご提言をいただきました市民の皆様並びに関係各位に心より感謝申し上げます。

平成30年3月

珠洲市長

泉谷 満寿祐

目 次

第1章	計画の概要	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の基本理念	3
3	計画の施策目標	3
4	計画の位置付け	4
5	計画の期間	5
6	計画策定の経過	6
7	日常生活圏域の設定	6
8	本計画のポイント	7
第2章	高齢者を取りまく現状	10
1	高齢化の推移	10
2	地域別高齢化率	12
3	高齢世帯の状況	13
第3章	今後の介護サービス給付見込等の推計	14
1	被保険者数の推計	15
2	要介護認定者数の推計	16
3	施設・居住系サービス利用者数の推計	17
4	居宅サービス利用者数の推計	18
5	介護サービス給付費の推計	19
6	保険給付費の財源	22
7	第1・第2号被保険者の介護保険料	23
第4章	介護給付等対象サービスの現状と見込み	27
1	第6期における保険給付の実績	27
2	サービス種類ごとの実績と見込み	29
3	施設等の整備予定状況	40

第5章 高齢者福祉施策の展開	41
1 支えあいのまちづくり	41
2 福祉サービスの充実	42
3 高齢者の住環境等の整備	46
4 地域包括支援センター	47
5 地域支援事業の充実	48
6 健康づくりの充実	53
第6章 地域包括ケアの推進	55
1 認知症施策総合推進事業の実施	56
2 日常生活支援総合事業の実施	58
3 在宅医療・介護の連携の推進	61
4 高齢者の総合相談支援・見守り体制の強化	62
5 高齢者の住まいの確保	63
第7章 計画の推進	64
1 計画の推進主体と役割	64
2 計画の進行管理と評価	64
参考資料	
○介護保険条例	65
○珠洲市介護保険事業計画、地域包括支援センター及び地域密着型サービス等運営委員会設置要綱	77
○珠洲市介護保険事業計画、地域包括支援センター及び地域密着型サービス等運営委員会委員名簿	79
○介護保険法の基本用語	80
○在宅介護実態調査アンケート	91
○介護予防・日常生活圏域ニーズ調査アンケート	97
○要介護認定率	102

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

平成29年1月1日現在、わが国の人口は1億2,682万人となり、そのうち65歳以上の高齢者人口は3,470万人に、総人口に占める割合（高齢化率）は過去最高の27.4%に達しました。高齢者人口のうち、前期高齢者（65～74歳）は1,766万人、後期高齢者（75歳以上）は1,704万人で、総人口に占める割合は前期高齢者が13.9%、後期高齢者が13.4%で今後も上昇し続けると予測されています。（総務省統計局データ参照）

珠洲市（以下、「本市」という。）においては、高齢化率は介護保険制度がスタートした平成12年には33.2%であったものが、平成29年4月1日現在で47.0%になっております。本計画の最終年にあたる平成32年には50.2%、平成37年には51.7%になると見込まれます。

このような状況のもと、本市では平成27年3月に策定した「第7次珠洲市老人福祉計画・第6期珠洲市介護保険事業計画」を、団塊の世代が75歳以上となる平成37年を見据えた「地域包括ケアシステム」推進の第一歩として位置づけ、「予防・介護・医療・生活支援・住まい」が住み慣れた地域で一体的に提供されるよう、本市としての実現手段、実現に向けた道筋、結果として受けられるサービスなどのイメージを市民に示し、本市の「市民力」、「地域力」を活かし、元気高齢者が社会参加しやすいまちづくりに取り組んできました。

本計画は、第6期計画が平成29年度で終了することを受け、第6期計画の内容やその課題を検討した上で、今後3年間の高齢者福祉施策及び介護保険事業について取り組むべき事項を定めるものです。

本計画を策定することにより、改めて団塊の世代が75歳以上となる平成37年の高齢者の状況やサービスの中長期的な水準等を見据え、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組みを総合的かつ体系的に整理し、高齢者の福祉や介護の課題に対応することを目指します。

○ 介護保険制度を巡るこれまでの経緯

平成12年度にスタートした介護保険制度は、支援を必要とする高齢者を社会全体で支える仕組みとして定着、発展し、平成18年4月からは、地域密着型サービスの導入や地域包括支援センターの創設など新たなサービス体系を構築し、推進してきました。

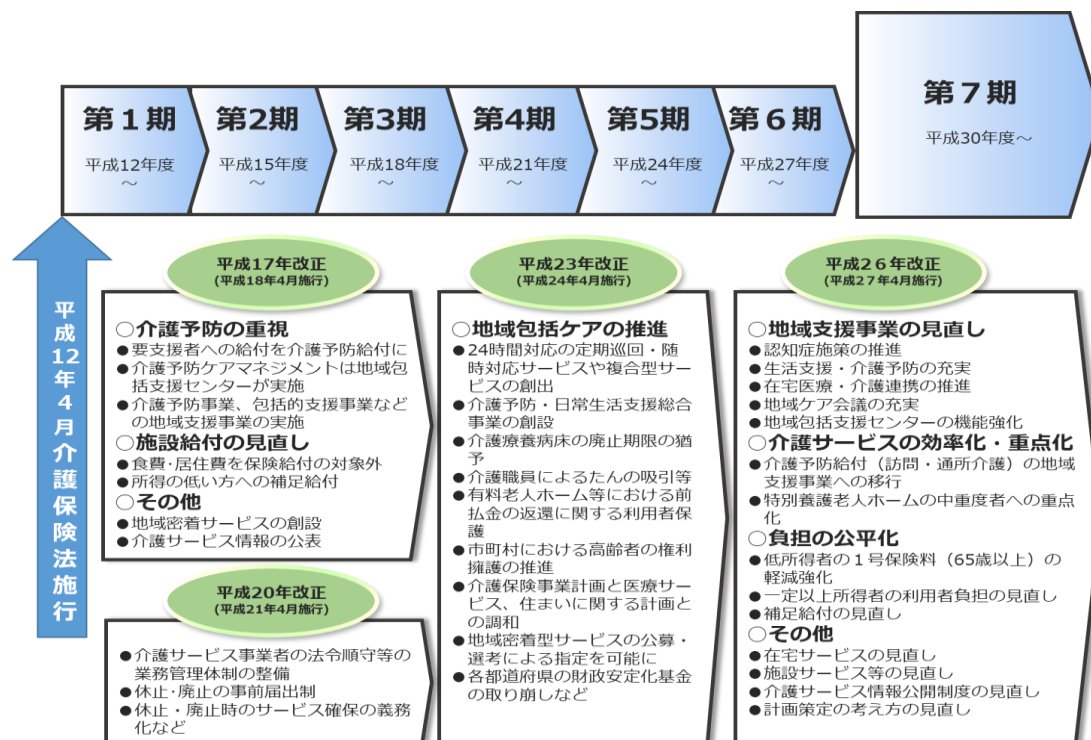
そして平成27年度から29年度には、地域包括ケアシステムの構築を推進するため、介護予防・日常生活支援総合事業や認知症施策推進事業等の取り組みがスタートしました。

今回の介護保険法の改正では、地域包括ケアシステムの深化・推進、介護保険制度の持続可能性の確保が大きな柱として掲げられています。

今後、わが国は前例のない人口減少時代になるとともに、介護サービスへの期待は一層の高まりを見せています。

サービスの内容についても、介護を必要とする高齢者が可能な限り住み慣れた環境で生活できることや、高まる医療と介護ニーズに対して、生活の質を落とさず、かつ効果的に対応していく必要があるなど、国全体として乗り越えるべき課題は多く存在します。

本市においても、保険者としての役割がさらに重要となってきています。



2 計画の基本理念

「だれもが生き活きと暮らせるまち」

本市のまちづくりの指針である『珠洲市まち・ひと・しごと創生総合戦略』では、「だれもが生き活きと暮らせるまち」を保健・医療・福祉分野の都市像に掲げ、その実現を目指しています。これは、高齢者も含めたすべての市民が「ふれあい、支えあい」という「共助」の心を持ち、健康でしあわせな生活を築いていくことを示しており、本計画では、この都市像を実現するための施策・事業の推進を図ります。市全域で地域包括ケアシステムを推進するためには、地域の特性・資源を踏まえる必要があります、何よりも地域住民の理解と協力、関係機関・組織との連携を図ることが求められます。

以上から、本計画においては、計画推進のための基本理念を『珠洲市まち・ひと・しごと創生総合戦略』から引き継ぎ、「だれもが生き活きと暮らせるまち」とするとともに、基本目標にも『珠洲市まち・ひと・しごと創生総合戦略』における「基本施策」と整合性を確保しながら「市民力・地域力の発揮を重視する、地域包括ケアシステム」を推進する起点とします。

3 計画の施策目標

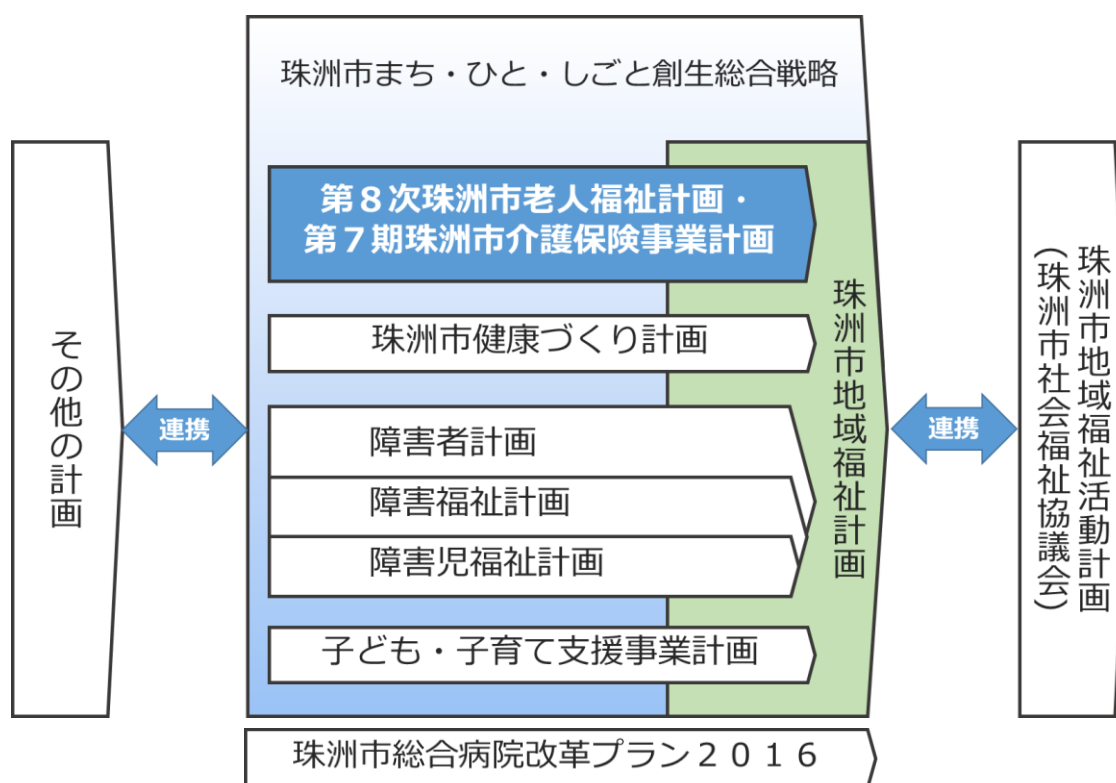
高齢者が寝たきりや閉じこもりにならないよう、元気で多様なまちづくり分野で活躍する地域社会を創造します。

- (1) 健やかで生きがいのある生活の実現
- (2) 健全な保険財政の運営に基づく介護保険サービスの提供
- (3) サービス提供体制の整備
- (4) 自立した生活の支援
- (5) 安全安心な生活の支援
- (6) 認知症高齢者に対する地域ケアの確立

4 計画の位置づけ

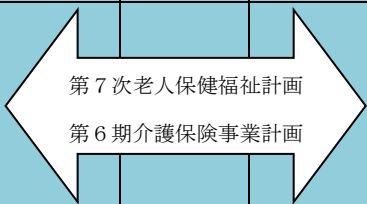
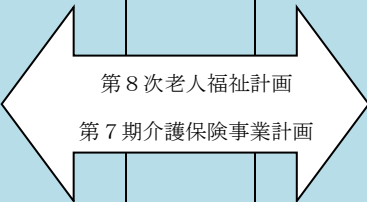
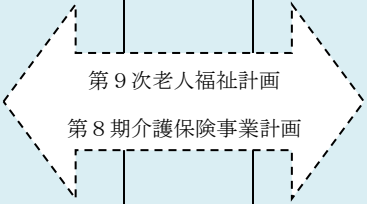
この計画は、本市の市政運営の方向性を定める平成27年度から31年度の5か年を計画期間とする「珠洲市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づいて策定するものです。また、個別の法律を根拠とする保健福祉の分野別計画として、珠洲市老人福祉計画・介護保険事業計画（老人福祉法、介護保険法）、子ども・子育て支援事業計画（次世代育成支援対策推進法、子ども・子育て支援法）、健康づくり計画（健康増進法）があり、これに加えて、福祉保健分野を包括した「珠洲市地域福祉計画」があります。

法的な位置づけとしては、「高齢者保健福祉計画」が老人福祉法第20条の8に、「介護保険事業計画」は介護保険法第117条により、策定が義務づけられています。この二つの計画は、介護保険法第117条の4で一体として定めるよう規定されていることから、「珠洲市老人福祉計画・珠洲市介護保険事業計画」として策定するものです。



5 計画の期間

「市町村介護保険事業計画」は、3年ごとに策定することが介護保険法で定められています。「市町村老人福祉計画」は、老人福祉法で期間は定められてはいませんが、本市が、高齢者福祉全体をより総合的に推進するための計画として、介護保険事業計画の期間と合わせた、平成30年度から平成32年度の3年間を計画期間としています。

第6期(2015～2017)			第7期(2018～2020)			第8期(2021～2023)		
平成 27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
 第7次老人保健福祉計画 第6期介護保険事業計画			 第8次老人福祉計画 第7期介護保険事業計画			 第9次老人福祉計画 第8期介護保険事業計画		

6 計画策定の経過

保健福祉施策や介護サービスのあり方は、高齢者をはじめとした、市民ニーズの把握の下で、コスト意識や利用者の満足等を考慮する必要があります。

そこで、要介護者の在宅生活の継続や介護者の就労継続に有効な介護サービスのあり方を検討するための在宅介護実態調査や地域包括ケア「見える化」システムの中で経年的に軽度・一般高齢者の身体状況等を把握することを目的とした介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を実施し、第7期介護保険事業計画の中の生活支援サービスの充実・強化や効果的な予防事業の実施に反映させています。

(1) 在宅介護実態調査アンケート

調査期間：平成28年10月～平成29年4月

調査対象者：要支援・要介護認定を受けている在宅生活の高齢者

対象者数：656人（有効回収数572、回収率87.2%）

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査アンケート

調査期間：平成29年5月

調査対象者：要介護認定を受けていない、65歳以上の高齢者

対象者数：500人（有効回収数421、回収率84.2%）

(2) 珠洲市介護保険事業計画、地域包括支援センター及び地域密着型サービス等運営委員会での審議

第1回運営委員会 平成29年 8月 2日

第2回運営委員会 平成29年12月27日

第3回運営委員会 平成30年 1月31日

(3) 計画案の答申 平成30年 2月 7日

7 日常生活圏域の設定

高齢者が必要なサービスを住み慣れた地域内で完結するように基盤整備を進めていくことが求められています。

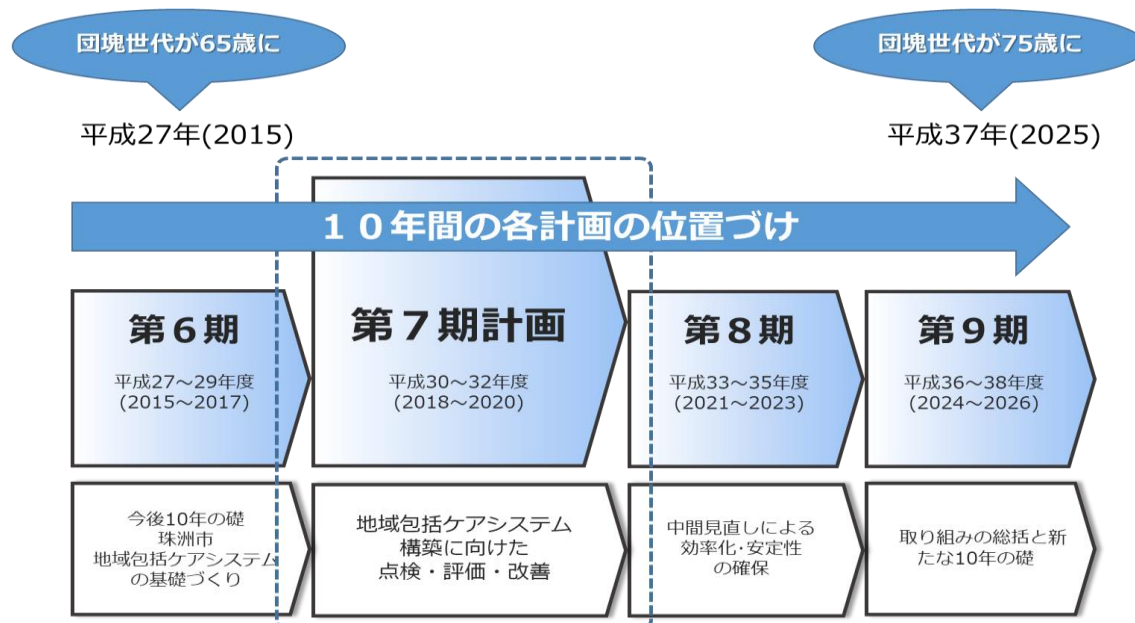
本市では、地域特性や人口規模等を考慮しながら、効率性と公平性の両立を求めつつ市内全体を日常生活圏域として扱うこととします。

8 本計画のポイント

(1) 平成37(2025)年を見据えた「地域包括ケアシステム」の深化・推進

本計画は、第9期介護保険事業計画期間中にあたる平成37年の本市の高齢者の状況や介護需要等を見据え、第6期介護保険事業計画から段階的な構築を目指している「地域包括ケアシステム」について、より深化・推進していくこととします。

「地域包括ケアシステム」の構築に向けて、「予防・介護・医療・生活支援・住まい」が住み慣れた地域で一体的に提供されるよう、本市としての実現手段、実現に向けた道筋、結果として受けられるサービスなどのイメージを市民に示すことが、本計画のポイントです。



第7期計画では

国の方針として、第7期介護保険事業計画は、団塊の世代が75歳以上になる平成37(2025)年までに「地域包括ケアシステム」を構築するための「点検・評価・改善」に資する重要な計画と位置づけられています。

具体的には、各種の介護保険サービス量や給付費の推移を見つつ、地域包括ケアシステムの実現に向けて、「仕組みづくり・ネットワークづくり」、「地域づくり」が目標に向けてうまく進んでいるかなどについて把握・点検し、改善点を洗い出していくことが重要であるとしています。

(2) 国の介護保険制度改革を踏まえた計画策定

平成29年6月2日に「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が公布されました。

改正のポイントは2点、「地域包括ケアシステムの深化・推進」と、「介護保険制度の持続可能性の確保」です。

本計画は、この制度改革を踏まえたものとしています。

国の介護保険制度改革の概要

① 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進

- 高齢者が有する能力に応じた自立生活を送るための取組の推進。
- 自立支援・重度化防止に取り組むようデータに基づく課題分析と対応、実績評価、インセンティブ付与の制度化

② 新たな介護保険施設の創設

- 日常的な医療管理が必要な重介護者の受入れや、看取り・ターミナル等の機能と生活施設としての機能を兼ね備えた、介護医療院の創設。介護療養病床の経過措置期間の6年間延長。

③ 地域共生社会の実現に向けた取組の推進

- 支援を必要とする住民が抱かえる多様で複合的な地域課題について、住民や福祉関係者による把握、解決が図られることを目指す旨を「地域福祉計画」に明記。
- 高齢者と障害者が同一の事業所からサービスを受けやすくする「共生型サービス」の位置づけ。

④ 現役世代並みの所得のある者の利用者負担割合の見直し

- 2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする。月額44,400円の負担の上限あり。(平成30年8月から)

⑤介護納付金における総報酬割の導入

- 第2号被保険者の介護保険料である、各医療保険者からの介護納付金について『加入者数に応じて負担』から『報酬額に比例した負担』とする。
(激変緩和の観点から段階的に導入)

⑥福祉用具貸与の見直し

- 徹底的な見える化等を通じて貸与価格のばらつきを抑制し、適正価格での貸与を確保する。(平成30年10月から)

⑦ 要介護認定の見直し

- 更新認定有効期間の上限を36か月に延長することを可能とする。
- 認定調査等の内容が長期にわたり状態が変化していない(状態安定)者については、要介護度もまた不変である蓋然性が高いことが想定されることから、状態安定者について二次判定の手続きを簡素化することを可能とする。

⑧介護保険適用除外施設の住所地特例の見直し

- 適用除外施設から退去して、介護保険施設等に入所した場合について、介護保険適用除外施設の所在市町村の給付費が過度に重くならないよう、保険者の定め方を見直す。

⑨ その他

- 居宅介護支援事業所の指定権限の県から市への移譲
(平成30年4月から、条例化)

第2章 高齢者を取りまく現状

1 高齢化の推移

本市の人口は、平成27年国勢調査において14,625人であり、平成7年に比べて6,955人の減少となっています。

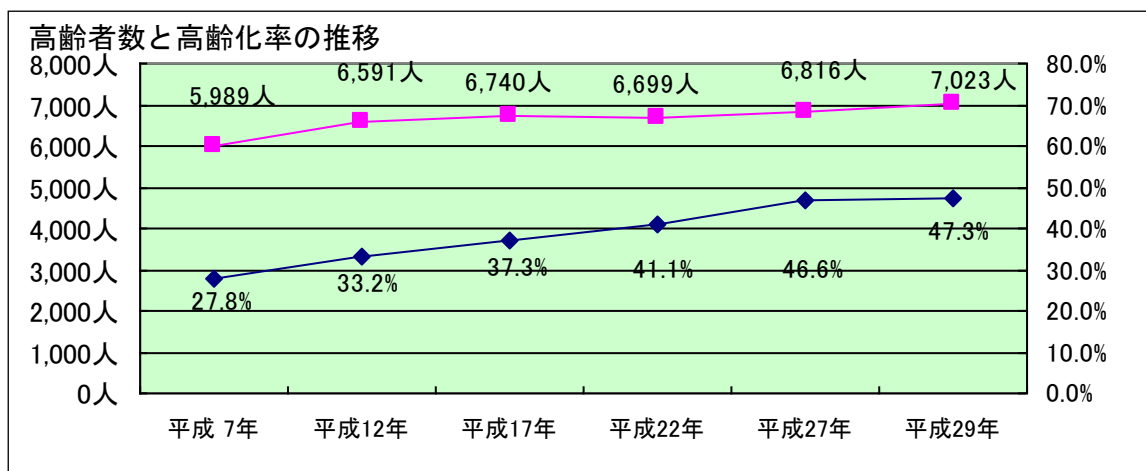
年齢階層別構成比の推移をみると、平成27年における高齢化率は46.6%であり、平成7年に比べて18.8ポイント高齢化が進行しています。特に75歳以上の後期高齢者の割合については、平成27年に26.2%となっており、平成7年の割合に比べて2.4倍に増加しています。

平成29年10月時点での高齢化率も増加しており、男女別に見ると、女性では半数以上の方が65歳以上となっています。

(単位:人)

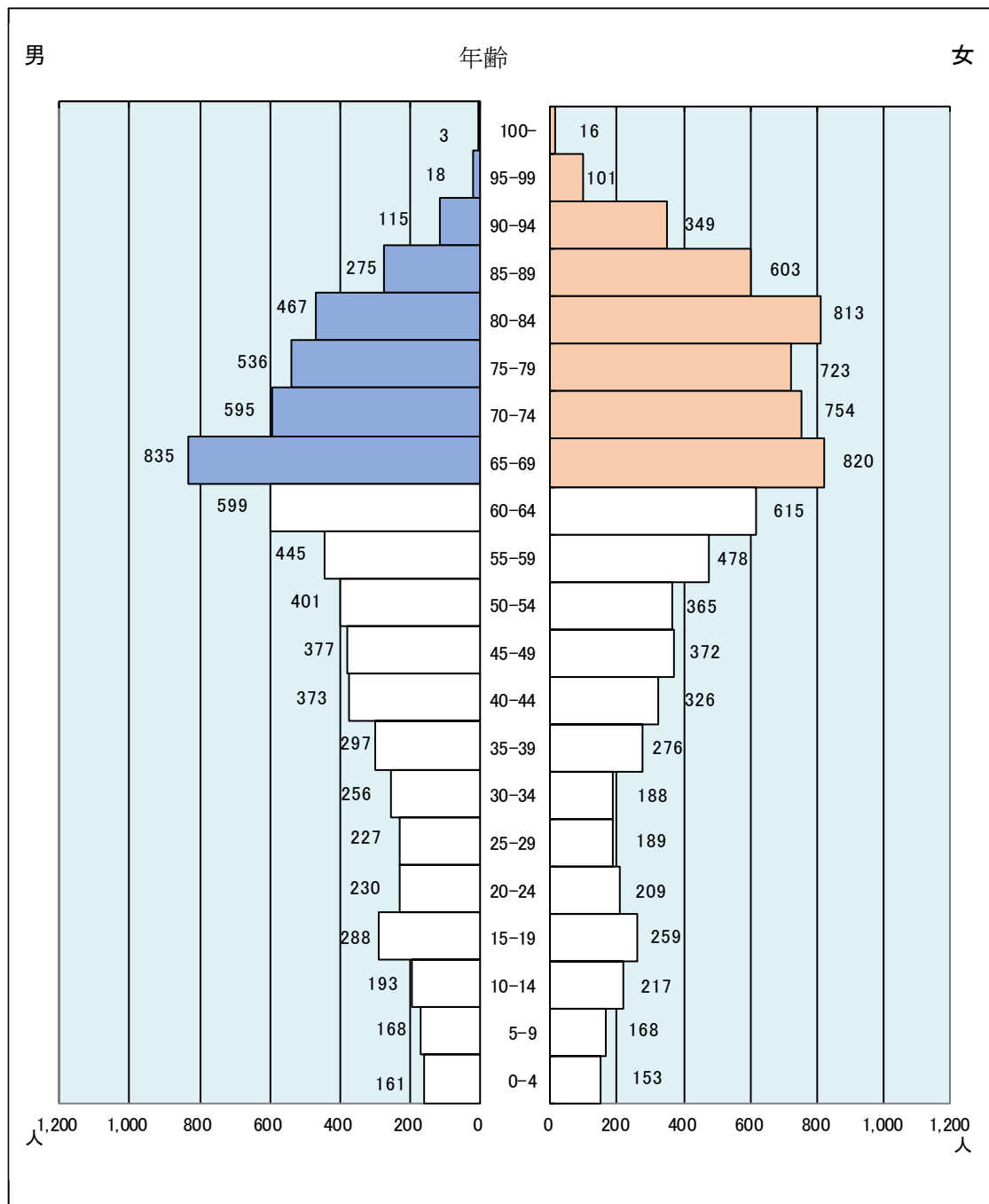
	平成7年 (1995)	平成12年 (2000)	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	平成29年 (2017)	平成29年	
							男	女
総人口	21,580	19,852	18,050	16,300	14,625	14,853	6,859	7,994
40歳以上 人口	14,269	13,863	13,093	12,285	11,378	11,374	5,039	6,335
65歳以上 人口	5,989	6,591	6,740	6,699	6,816	7,023	2,844	4,179
[高齢化率]	27.8%	33.2%	37.3%	41.1%	46.6%	47.3%	41.5%	52.3%
70歳以上 人口	3,981	4,678	5,202	5,308	5,132	5,368	2,009	3,359
75歳以上 人口	2,369	2,846	3,448	3,903	3,832	4,019	1,414	2,605
[後期高齢者率]	11.0%	14.3%	19.1%	23.9%	26.2%	27.1%	20.6%	32.6%

平成27年以前は国勢調査(10月1日現在) 平成29年は住民基本台帳参照(10月1日現在)



平成27年以前は国勢調査(10月1日現在) 平成29年は住民基本台帳参照(10月1日現在)

男女別年齢構成



住民基本台帳参照(平成 29 年 10 月 1 日現在)

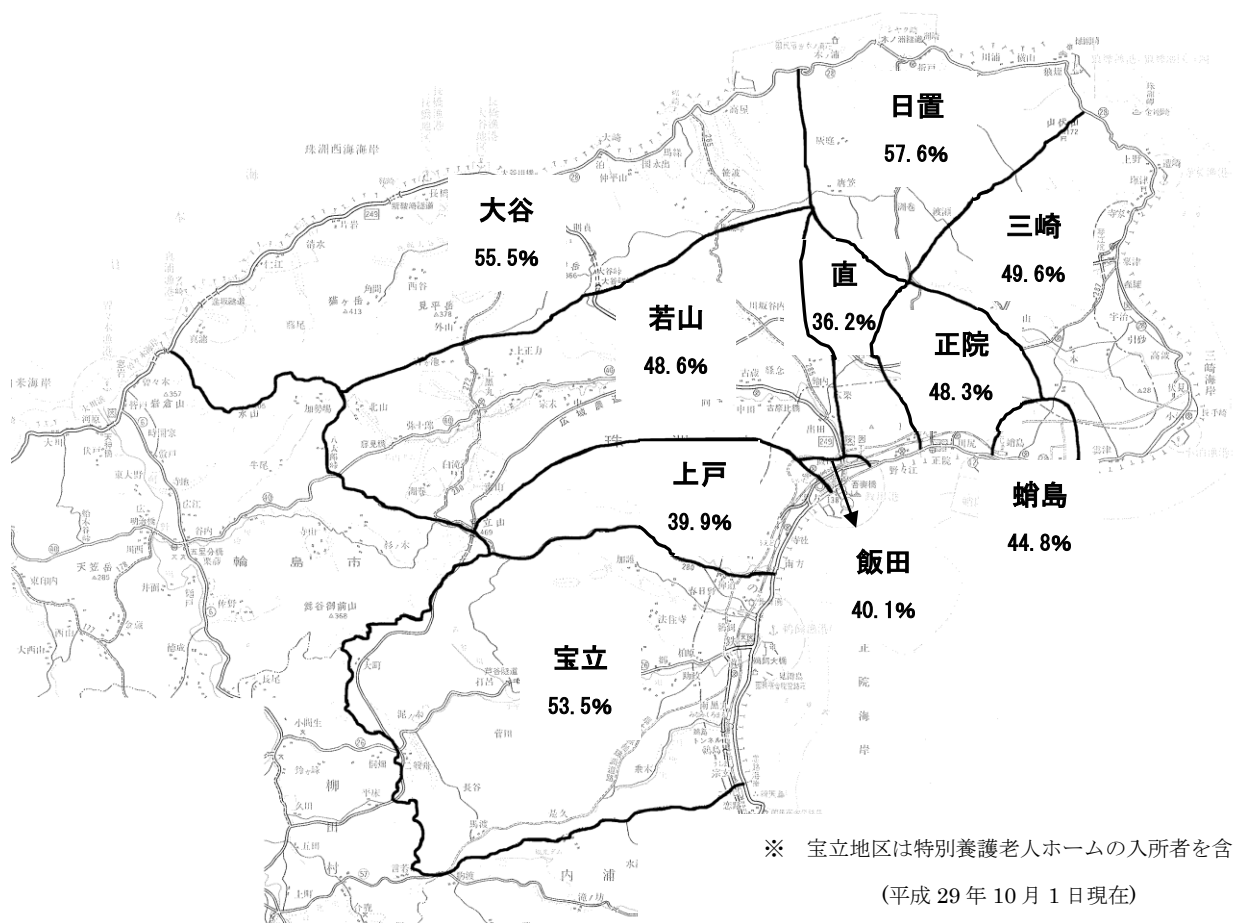
2 地域別高齢化率

平成29年10月1日(住民基本台帳参照)の地域別高齢化率は、日置地区、大谷地区、宝立地区の順に高齢化率が高くなっています。

特に宝立地区、日置地区、大谷地区では50%を超え、極めて高くなっています。

平成29年10月1日現在 住民基本台帳参照

	宝立	上戸	飯田	若山	直	正院	蛸島	三崎	日置	大谷	計
65歳以上 (人)	1,254	557	590	835	436	720	611	1,124	277	619	7,023
全体 (人)	2,344	1,396	1,471	1,718	1,204	1,492	1,364	2,268	481	1,115	14,853
高齢化率 (%)	53.5	39.9	40.1	48.6	36.2	48.3	44.8	49.6	57.6	55.5	47.3



3 高齢世帯の状況

平成29年10月1日(住民基本台帳参照)現在の本市の総世帯6,282世帯のうち、1,613世帯がひとり暮らし世帯となっています。

また、1,216世帯が高齢者夫婦のみの世帯となっており、何らかの生活支援を必要とする世帯が増加しています。

高齢単身世帯数及び高齢夫婦世帯数の推移 (単位：世帯)

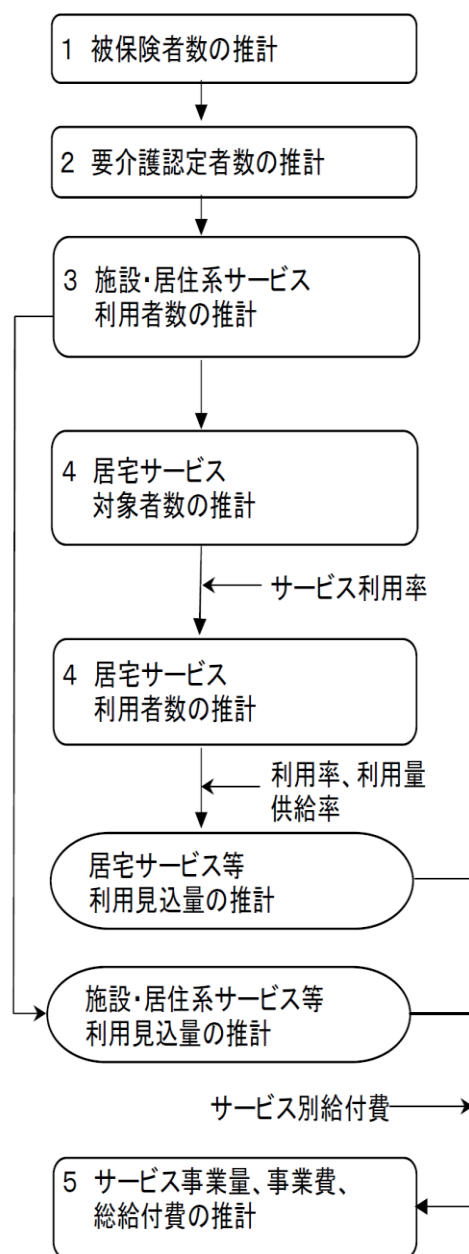
	平成12年 (2000)	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	平成29年 (2017)
高齢単身世帯数	824	928	1,043	1,129	1,613
高齢夫婦世帯数	1,039	1,132	1,177	1,174	1,216
総世帯数	6,769	6,515	6,228	5,861	6,282
高齢単身世帯の割合	12.2%	14.2%	16.7%	19.3%	25.7%
高齢夫婦世帯の割合	15.3%	17.4%	18.9%	20.0%	19.4%

平成27年以前は国勢調査(10月1日現在)平成29年は住民基本台帳参照(10月1日現在)

第3章 今後の介護サービス給付見込等の推計

介護保険事業量・給付費の推計手順

□ 被保険者及び要介護認定者数の推計
高齢者人口の将来推計と直近の要介護認定率から将来の要介護(支援)認定者数を推計します。
□ 施設・居住系サービス利用者数の推計
施設・居住系サービスの給付実績をもとに、施設サービス利用者数見込、居住系サービス利用者数見込を設定します。
□ 居宅サービス等利用者数の推計
居宅サービスの利用実績をもとに、認定者数から施設・居住系サービス利用者数を除いた標準的居宅サービス等受給対象者数にサービス利用率を乗じて、居宅サービス・地域密着型サービス・介護予防サービス・地域密着型介護予防サービス利用者数を推計します。
□ サービス見込量の推計
居宅サービス・地域密着型サービス・介護予防サービス・地域密着型介護予防サービス利用者数に各サービス別の利用率、利用者1人あたり利用回数(日数)を掛け合わせて、各サービスのサービス供給量を見込み、各サービス別供給量を推計します。
□ 給付費の推計
将来のサービス供給量に、施設・居住系サービスの場合は給付実績をもとに1ヶ月あたりの平均給付費、居宅サービスの場合は1回(日)あたり平均給付費を算定します。



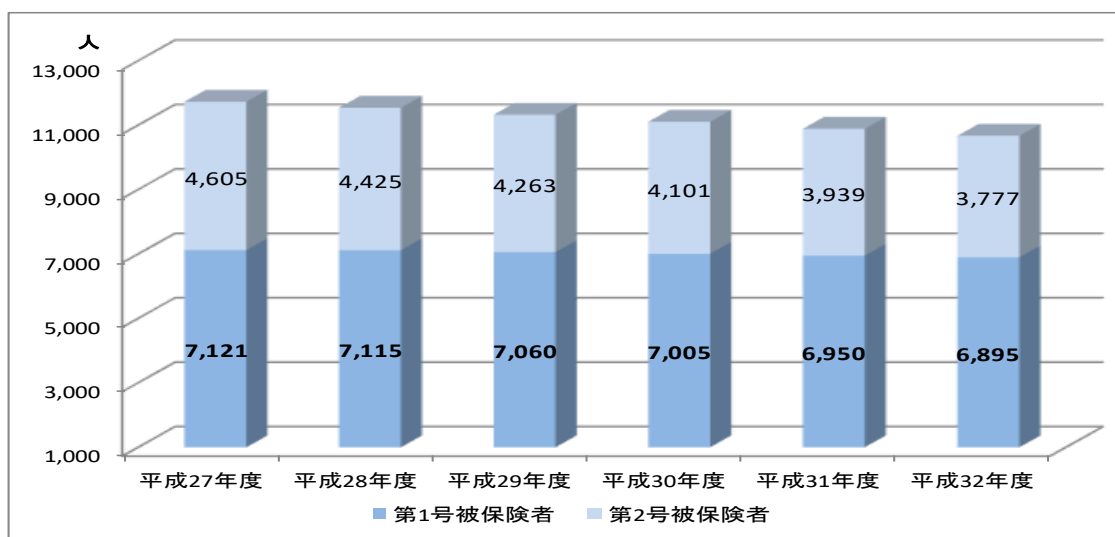
1 被保険者数の推計

住民基本台帳の人口データを基に、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口」の推計値をあてはめ、人口推計を行いました。

平成27年度の7,121人をピークに、第1号被保険者数は少しずつ減少していく見込みです。

(単位:人)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
第1号被保険者		7,121	7,115	7,060	7,005	6,950	6,895
前期高齢者	65～69歳	1,771	1,726	1,658	1,590	1,522	1,454
	70～74歳	1,288	1,308	1,355	1,402	1,449	1,496
	小計	3,059	3,034	3,013	2,992	2,971	2,950
後期高齢者	75～79歳	1,261	1,259	1,238	1,217	1,196	1,175
	80～84歳	1,290	1,296	1,251	1,206	1,161	1,116
	85～89歳	905	904	909	914	919	924
	90歳以上	606	622	649	676	703	730
	小計	4,062	4,081	4,047	4,013	3,979	3,945
第2号被保険者		4,605	4,425	4,263	4,101	3,939	3,777
合計		11,726	11,540	11,323	11,106	10,889	10,672



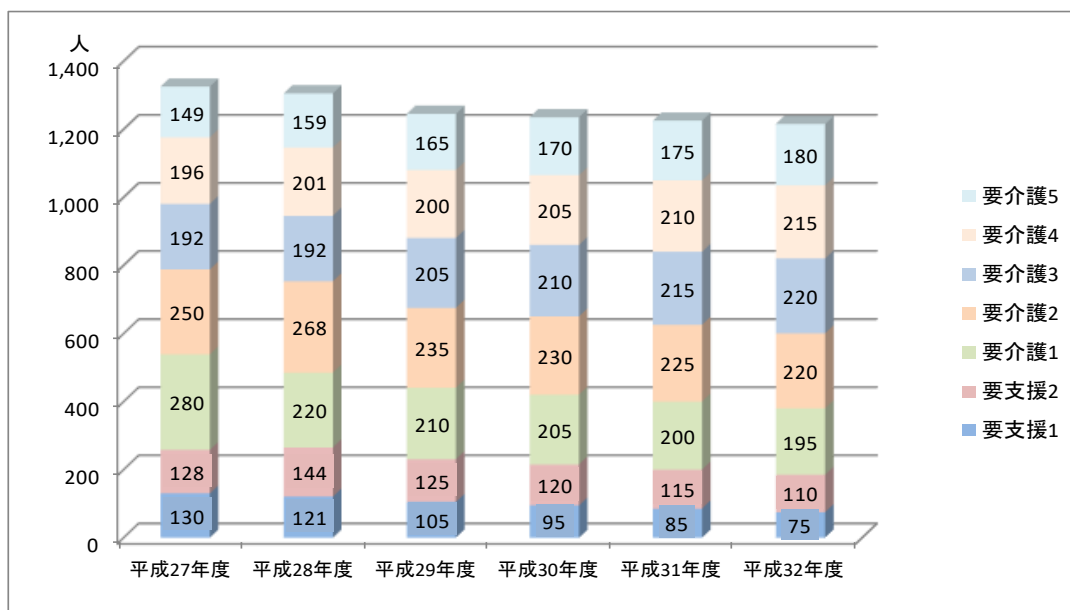
2 要介護（要支援）認定者数の推計

要介護認定者数は、これまでの実績及び人口推計などのデータに基づき推計しました。

その結果、平成27年度の1,325人をピークに減少傾向が続く見込みです。特に、平成29年度から介護予防・日常生活支援総合事業が導入され、要介護（要支援）認定を受けずにヘルプサービス・デイサービスが利用できるようになり、認定者は減少する見込みです。

(単位:人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
要支援1	130	121	105	95	85	75
要支援2	128	144	125	120	115	110
要介護1	280	220	210	205	200	195
要介護2	250	268	235	230	225	220
要介護3	192	192	205	210	215	220
要介護4	196	201	200	205	210	215
要介護5	149	159	165	170	175	180
合計	1,325	1,305	1,245	1,235	1,225	1,215



3 施設・居住系サービス利用者数の推計

平成27年度、平成28年度の利用実績に基づき、計画期間中の施設・居住系サービスの利用者数を推計しました。

平成30年度から介護保険施設に「介護医療院」が、新たに加わります。

(単位:人)

		合計	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
平成30年度	(1) 居宅(介護予防)サービス								
	特定施設入居者生活介護	27	0	0	4	5	8	6	4
	(2) 地域密着型(介護予防)サービス								
	認知症対応型共同生活介護	91	/	0	46	25	12	6	2
	地域密着型特定施設入居者生活介護	0	/	/	0	0	0	0	0
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	20	/	/	0	2	7	8	3
	(3) 施設サービス								
	介護老人福祉施設	185	/	/	4	13	34	60	74
	介護老人保健施設	117	/	/	8	24	24	43	18
	介護医療院	0	/	/	0	0	0	0	0
介護療養型医療施設	33	/	/	0	0	2	21	10	
平成31年度	(1) 居宅(介護予防)サービス								
	特定施設入居者生活介護	27	0	0	4	5	8	6	4
	(2) 地域密着型(介護予防)サービス								
	認知症対応型共同生活介護	91	/	0	46	25	12	6	2
	地域密着型特定施設入居者生活介護	0	/	/	0	0	0	0	0
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	20	/	/	0	2	7	8	3
	(3) 施設サービス								
	介護老人福祉施設	185	/	/	4	13	34	60	74
	介護老人保健施設	117	/	/	8	24	24	43	18
	介護医療院	0	/	/	0	0	0	0	0
介護療養型医療施設	33	/	/	0	0	2	21	10	
平成32年度	(1) 居宅(介護予防)サービス								
	特定施設入居者生活介護	27	0	0	4	5	8	6	4
	(2) 地域密着型(介護予防)サービス								
	認知症対応型共同生活介護	91	/	0	46	25	12	6	2
	地域密着型特定施設入居者生活介護	0	/	/	0	0	0	0	0
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	20	/	/	0	2	7	8	3
	(3) 施設サービス								
	介護老人福祉施設	185	/	/	4	13	34	60	74
	介護老人保健施設	117	/	/	8	24	24	43	18
	介護医療院	1	/	/	0	0	0	0	1
介護療養型医療施設	32	/	/	0	0	2	21	9	

4 居宅サービス利用者数の推計

平成27年度、平成28年度実績（要介護度別サービス利用率）に基づき居宅サービス利用者数を推計しました。

(単位:人)

	合計	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
平成30年度	(1)居宅サービス								
	訪問介護	130			35	30	24	20	21
	訪問入浴介護	17	0	0	0	1	2	6	8
	訪問看護	50	1	2	2	5	8	10	22
	訪問リハビリテーション	5	0	0	0	0	0	1	4
	居宅療養管理指導	42	0	0	6	6	5	9	16
	通所介護	330			105	115	60	30	20
	通所リハビリテーション	134	18	20	23	24	23	11	15
	短期入所生活介護	131	3	5	18	30	29	23	23
	短期入所療養介護(老健)	46	0	3	6	12	10	8	7
	短期入所療養介護(病院等)	6	0	0	0	1	1	2	2
	福祉用具貸与	306	17	30	23	85	60	50	41
	特定福祉用具購入費	5	1	1	0	2	0	1	0
	住宅改修費	7	1	2	1	1	1	1	0
	介護予防支援・居宅介護支援	620	40	60	130	200	90	60	40
	(2)地域密着型サービス								
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0			0	0	0	0	0
	夜間対応型訪問介護	0			0	0	0	0	0
	認知症対応型通所介護	3	0	0	0	1	2	0	0
	小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	13			0	2	7	2	2	
地域密着型通所介護	14			5	4	3	2	0	
平成31年度	(1)居宅サービス								
	訪問介護	130			35	30	24	20	21
	訪問入浴介護	17	0	0	0	1	2	6	8
	訪問看護	50	1	2	2	5	8	10	22
	訪問リハビリテーション	5	0	0	0	0	0	1	4
	居宅療養管理指導	42	0	0	6	6	5	9	16
	通所介護	330			105	115	60	30	20
	通所リハビリテーション	134	18	20	23	24	23	11	15
	短期入所生活介護	131	3	5	18	30	29	23	23
	短期入所療養介護(老健)	46	0	3	6	12	10	8	7
	短期入所療養介護(病院等)	6	0	0	0	1	1	2	2
	福祉用具貸与	304	17	30	23	83	60	50	41
	特定福祉用具購入費	5	1	1	0	2	0	1	0
	住宅改修費	7	1	2	1	1	1	1	0
	介護予防支援・居宅介護支援	620	40	60	130	200	90	60	40
	(2)地域密着型サービス								
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0			0	0	0	0	0
	夜間対応型訪問介護	0			0	0	0	0	0
	認知症対応型通所介護	3	0	0	0	1	2	0	0
	小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	13			0	2	7	2	2	
地域密着型通所介護	14			5	4	3	2	0	
平成32年度	(1)居宅サービス								
	訪問介護	130			35	30	24	20	21
	訪問入浴介護	17	0	0	0	1	2	6	8
	訪問看護	50	1	2	2	5	8	10	22
	訪問リハビリテーション	5	0	0	0	0	0	1	4
	居宅療養管理指導	42	0	0	6	6	5	9	16
	通所介護	330			105	115	60	30	20
	通所リハビリテーション	134	18	20	23	24	23	11	15
	短期入所生活介護	131	3	5	18	30	29	23	23
	短期入所療養介護(老健)	46	0	3	6	12	10	8	7
	短期入所療養介護(病院等)	6	0	0	0	1	1	2	2
	福祉用具貸与	299	17	30	23	78	60	50	41
	特定福祉用具購入費	5	1	1	0	2	0	1	0
	住宅改修費	7	1	2	1	1	1	1	0
	介護予防支援・居宅介護支援	620	40	60	130	200	90	60	40
	(2)地域密着型サービス								
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0			0	0	0	0	0
	夜間対応型訪問介護	0			0	0	0	0	0
	認知症対応型通所介護	3	0	0	0	1	2	0	0
	小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	13			0	2	7	2	2	
地域密着型通所介護	14			5	4	3	2	0	

5 介護サービス給付費の推計

要介護認定者数、施設・居住系サービスの利用者及び居宅サービス利用者数を基に、サービス給付費を推計しました。

【介護予防】		(単位:千円/回(日)/人)		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度
(1)介護予防サービス				
介護予防訪問介護	給付費(千円)			
	人数(人)			
介護予防訪問入浴介護	給付費(千円)	0	0	0
	回数(回)	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0
介護予防訪問看護	給付費(千円)	1,470	1,471	1,471
	回数(回)	16.0	16.0	16.0
	人数(人)	3	3	3
介護予防訪問リハビリテーション	給付費(千円)	0	0	0
	回数(回)	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0
介護予防居宅療養管理指導	給付費(千円)	0	0	0
	人数(人)	0	0	0
介護予防通所介護	給付費(千円)			
	人数(人)			
介護予防通所リハビリテーション	給付費(千円)	12,774	12,780	12,780
	人数(人)	38	38	38
介護予防短期入所生活介護	給付費(千円)	2,348	2,349	2,349
	日数(日)	28.7	28.7	28.7
	人数(人)	8	8	8
介護予防短期入所療養介護(老健)	給付費(千円)	938	939	939
	日数(日)	9.0	9.0	9.0
	人数(人)	3	3	3
介護予防短期入所療養介護(病院等)	給付費(千円)	0	0	0
	日数(日)	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	給付費(千円)	2,323	2,323	2,323
	人数(人)	47	47	47
特定介護予防福祉用具購入費	給付費(千円)	454	454	454
	人数(人)	2	2	2
介護予防住宅改修	給付費(千円)	2,824	2,824	2,824
	人数(人)	3	3	3
介護予防特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	0	0	0
	人数(人)	0	0	0
(2)地域密着型介護予防サービス				
介護予防認知症対応型通所介護	給付費(千円)	0	0	0
	回数(回)	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	0	0	0
	人数(人)	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	給付費(千円)	0	0	0
	人数(人)	0	0	0
(3)介護予防支援				
	給付費(千円)	5,417	5,419	5,419
	人数(人)	100	100	100
合計(Ⅰ)		28,548	28,559	28,559

《 第3章 今後の介護サービス給付見込等の推計 》

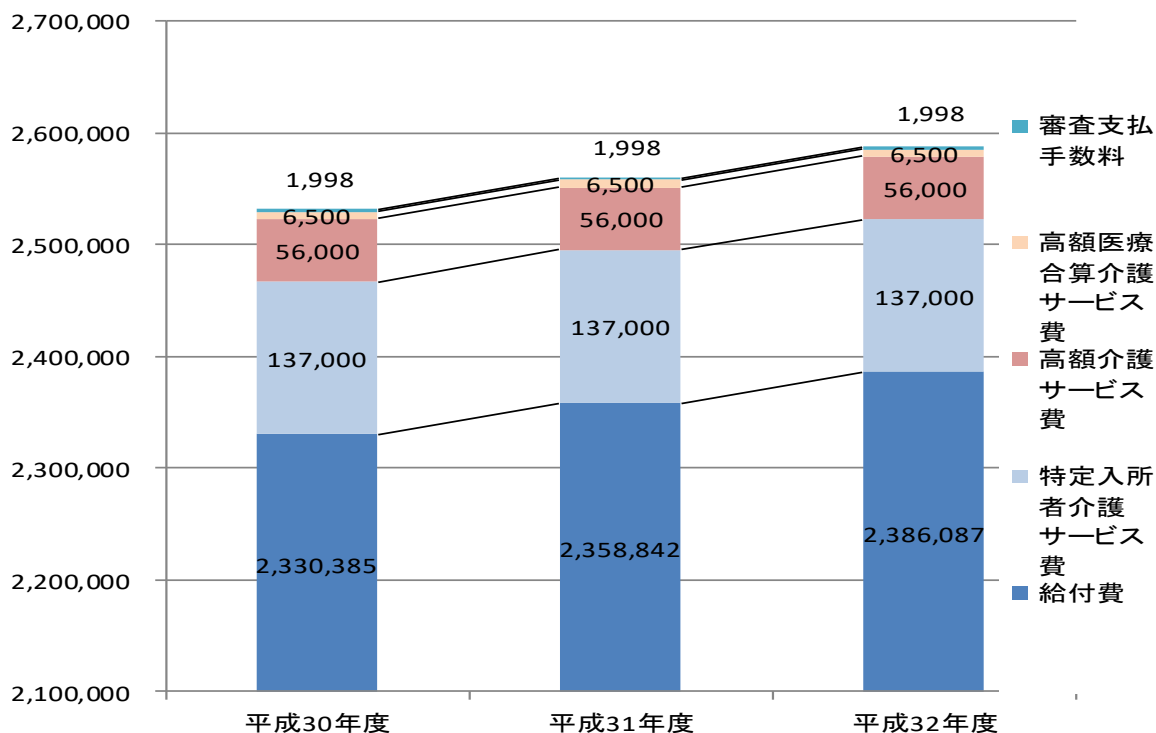
【介護】		(単位:千円/回(日)/人)		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度
(1) 居宅サービス				
訪問介護	給付費(千円)	91,710	91,751	91,751
	回数(回)	2,302.0	2,302.0	2,302.0
	人数(人)	130	130	130
訪問入浴介護	給付費(千円)	11,929	11,934	11,934
	回数(回)	74.0	74.0	74.0
	人数(人)	17	17	17
訪問看護	給付費(千円)	22,293	22,303	22,303
	回数(回)	290.5	290.5	290.5
	人数(人)	47	47	47
訪問リハビリテーション	給付費(千円)	1,223	1,183	1,141
	回数(回)	37.1	35.9	34.7
	人数(人)	5	5	5
居宅療養管理指導	給付費(千円)	2,918	2,920	2,920
	人数(人)	42	42	42
通所介護	給付費(千円)	281,585	281,711	281,711
	回数(回)	2,775.0	2,775.0	2,775.0
	人数(人)	330	330	330
通所リハビリテーション	給付費(千円)	71,099	71,131	71,131
	回数(回)	686.0	686.0	686.0
	人数(人)	96	96	96
短期入所生活介護	給付費(千円)	133,738	133,798	133,798
	日数(日)	1,317.4	1,317.4	1,317.4
	人数(人)	123	123	123
短期入所療養介護(老健)	給付費(千円)	35,317	35,332	35,332
	日数(日)	309.8	309.8	309.8
	人数(人)	43	43	43
短期入所療養介護(病院等)	給付費(千円)	6,385	6,388	6,388
	日数(日)	50.0	50.0	50.0
	人数(人)	6	6	6
福祉用具貸与	給付費(千円)	46,837	46,570	45,902
	人数(人)	259	257	252
特定福祉用具購入費	給付費(千円)	1,234	1,234	1,234
	人数(人)	3	3	3
住宅改修費	給付費(千円)	5,383	5,383	5,383
	人数(人)	4	4	4
特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	58,353	58,380	58,380
	人数(人)	27	27	27
(2) 地域密着型サービス				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	給付費(千円)	0	0	0
	人数(人)	0	0	0
夜間対応型訪問介護	給付費(千円)	0	0	0
	人数(人)	0	0	0
認知症対応型通所介護	給付費(千円)	504	504	504
	回数(回)	8.0	8.0	8.0
	人数(人)	3	3	3
小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	0	0	0
	人数(人)	0	0	0
認知症対応型共同生活介護	給付費(千円)	253,143	253,256	253,256
	人数(人)	91	91	91
地域密着型特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	0	0	0
	人数(人)	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	給付費(千円)	64,750	64,779	64,779
	人数(人)	20	20	20
看護小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	38,115	38,132	38,132
	人数(人)	13	13	13
地域密着型通所介護	給付費(千円)	22,861	22,872	22,872
	回数(回)	236.2	236.2	236.2
	人数(人)	14	14	14

《 第3章 今後の介護サービス給付見込等の推計 》

		平成30年度	平成31年度	平成32年度
(3)施設サービス				
介護老人福祉施設	給付費(千円)	538,275	538,516	538,516
	人数(人)	185	185	185
介護老人保健施設	給付費(千円)	369,899	370,065	370,065
	人数(人)	117	117	117
介護医療院	給付費(千円)	0	0	4,315
	人数(人)	0	0	1
介護療養型医療施設	給付費(千円)	135,829	135,890	131,576
	人数(人)	33	33	32
(4)居宅介護支援				
	給付費(千円)	108,908	108,957	108,957
	人数(人)	520	520	520
合計(Ⅱ)		2,302,288	2,302,989	2,302,280

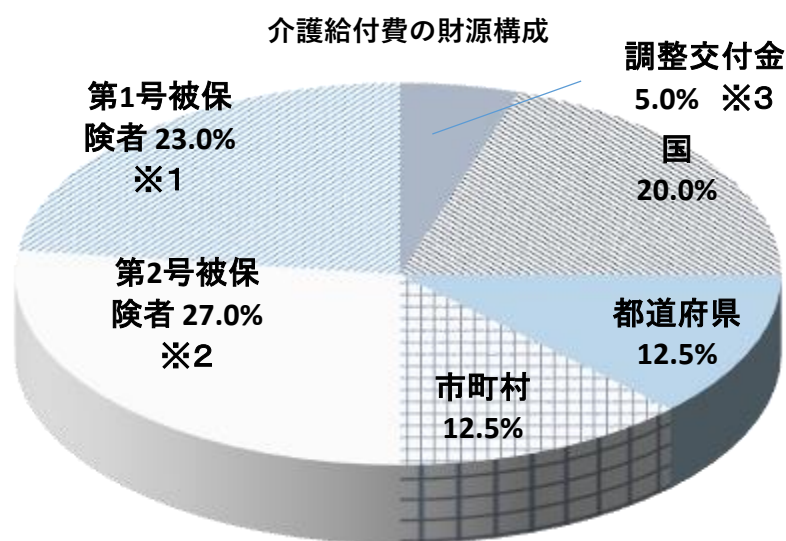
総給付費(一定以上所得者負担の調整後)(Ⅲ)-(Ⅳ)+(Ⅴ)	(千円)	2,330,385	2,358,842	2,386,087
総給付費(Ⅲ)=(Ⅰ)+(Ⅱ)	(千円)	2,330,836	2,331,548	2,330,839
一定以上所得者の利用者負担の見直しに伴う財政影響額(Ⅳ)	(千円)	451	676	676
消費税率等の見直しを勘案した影響額(Ⅴ)	(千円)		27,970	55,924
特定入所者介護サービス費等給付額	(千円)	137,000	137,000	137,000
高額介護サービス費等給付額	(千円)	56,000	56,000	56,000
高額医療合算介護サービス費等給付額	(千円)	6,500	6,500	6,500
算定対象審査支払手数料	(千円)	1,998	1,998	1,998
標準給付費見込額(Ⅲ)-(Ⅳ)+(Ⅴ)+(Ⅵ)	(千円)	2,531,883	2,560,340	2,587,585

介護サービス給付費の推計



6 保険給付費の財源

介護サービスの総事業費から利用者負担分（10%）を除いた標準給付費の負担は、原則として50%を被保険者の保険料、50%を公費としています。平成30年度から平成32年度の被保険者の保険料負担割合は、第1号被保険者が23%、第2号被保険者が27%を負担することになります。



- ※1 65歳以上の被保険者の保険料です。【 第6期 22% → 第7期 23% 】
- ※2 40歳以上65歳未満の被保険者の保険料で、加入している医療保険により決められ、医療保険料と一括して納めます。
【 第6期 28% → 第7期 27% 】
- ※3 調整交付金とは後期高齢者人口の比率や高齢者の所得水準による保険料水準の格差を調整するために、国から交付されるものです。

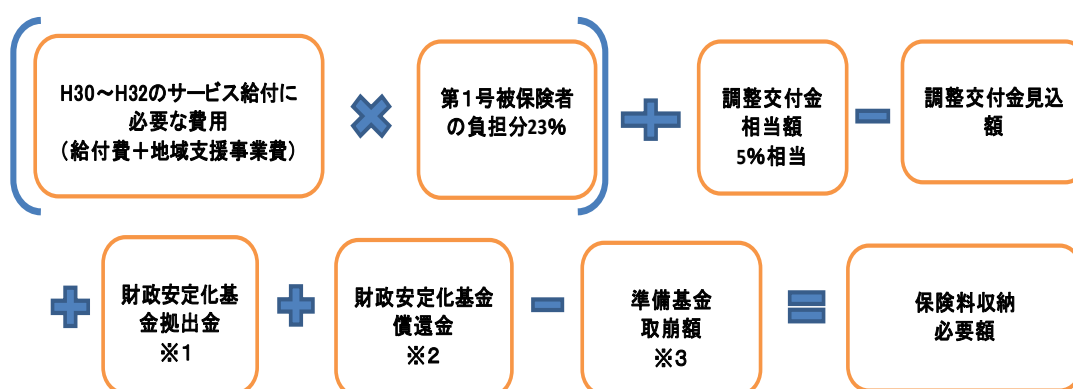
7 第1・第2号被保険者の介護保険料

(1) 第1号被保険者の介護保険料

①介護保険料収納必要総額

保険料収納必要総額は、次の方法で概算します。

その結果、本市の平成30年度から平成32年度までの保険料収納必要総額は約15億5百万円となります。



- ※1 保険者の給付費支払い不足に備えて、県が設置する基金であり、国・県・第1号被保険者保険料の拠出金により運営されます。
- ※2 介護保険財政の財源に不足が生じた場合に財政安定化基金から借入を行うことができます。第7期事業計画期間において基金から借入をした場合、第8期事業計画においてその償還をすることになります。
- ※3 積み立てた介護給付費準備基金は介護保険料軽減のための財源に充てられます。

②保険料賦課総額

保険料の収納率を99.64%と見込むと、平成30年度から平成32年度までの保険料賦課総額は、約15億1千万円となります。



③所得段階

第1号被保険者の介護保険料は、所得段階に応じて異なります。本市は、第6期介護保険事業計画から所得段階を標準段階の9段階に設定していますが、第7期介護保険事業計画においても引き続き9段階の設定とします。

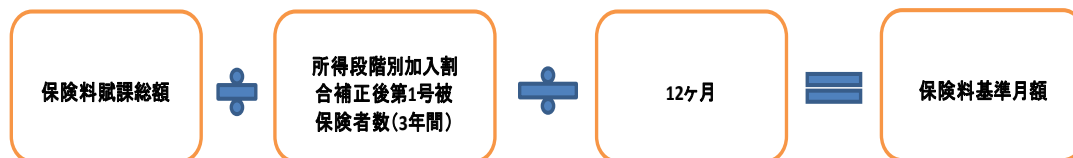
平成27年4月から、公費を投入して低所得者の保険料を軽減する仕組みが設けられ、第1段階の基準額に対する比率は、現行の0.5から0.45に軽減されています。

所得段階内訳・保険料率

区分	対象者	基準額(第5段階)に対する比率
第1段階	生活保護、老齢福祉年金の受給者で市民税世帯非課税の人、世帯全員が市民税非課税で本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	×0.45
第2段階	世帯全員が市民税非課税で本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の人	×0.75
第3段階	世帯全員が市民税非課税で本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える人	×0.75
第4段階	本人が市民税非課税(世帯に市民税課税者がいる)で本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	×0.90
第5段階	本人が市民税非課税(世帯に市民税課税者がいる)で本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える人	×1.00
第6段階	本人が市民税課税で合計所得金額が120万円未満の人	×1.20
第7段階	本人が市民税課税で合計所得金額が120万円以上200万円未満の人	×1.30
第8段階	本人が市民税課税で合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	×1.50
第9段階	本人が市民税課税で合計所得金額が300万円以上の人	×1.70

④保険料基準額

第1号被保険者数は3年間で延べ20,850人と推計されます。保険料基準月額額は、所得段階別加入割合に応じて補正し算出しました。



第7期介護保険事業計画における第1号被保険者の保険料

区分	対象者	保険料(月額)	保険料(年額)
第1段階	生活保護、老齢福祉年金の受給者で市民税世帯非課税の人、世帯全員が市民税非課税で本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	2,880円 (基準額×0.45)	34,500円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の人	4,800円 (基準額×0.75)	57,600円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える人	4,800円 (基準額×0.75)	57,600円
第4段階	本人が市民税非課税(世帯に市民税課税者がいる)で本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	5,760円 (基準額×0.9)	69,100円
第5段階	本人が市民税非課税(世帯に市民税課税者がいる)で本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える人	6,400円 【基準額】	76,800円
第6段階	本人が市民税課税で合計所得金額が120万円未満の人	7,680円 (基準額×1.2)	92,100円
第7段階	本人が市民税課税で合計所得金額が120万円以上200万円未満の人	8,320円 (基準額×1.3)	99,800円
第8段階	本人が市民税課税で合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	9,600円 (基準額×1.5)	115,200円
第9段階	本人が市民税課税で合計所得金額が300万円以上の人	10,880円 (基準額×1.7)	130,500円

介護保険料の額は、本市の条例で年額を定めます。また、徴収に際しては、年額をベースに端数が生じた場合は、第1期納期分に端数分を加え、年間を通して年額となるように調整します。

(2) 第2号被保険者の介護保険料

第2号被保険者（40歳以上65歳未満の医療保険加入者）の介護保険料は、それぞれ加入している医療保険者により異なりますが、政府管掌健康保険・健康保険組合・共済組合等は事業主と被保険者がそれぞれ半分を負担しています。また、国民健康保険においても、国と被保険者が半分ずつ負担しています。

介護保険料徴収については、医療保険料と一体的に徴収され、社会保険診療報酬支払基金から、40歳以上人口に占める65歳未満人口の全国平均の比率に基づいて決められた割合（平成30年度から平成32年度まで27%）で各保険者に交付されます。

これらの仕組みにより、計画期別高齢化率の変動による保険者間の格差を無くし、保険財政基盤の安定が図られています。

介護保険制度改正により第2号被保険者の介護保険料である、各医療保険者からの介護納付金について『加入者数に応じて負担』から『報酬額に比例した負担』とします。（激変緩和の観点から段階的に導入）

第4章 介護給付等対象サービスの現状と見込み

1. 第6期における保険給付の実績

(1) 介護サービス

【事業計画と給付実績の比較】

(単位:千円)

区分	第6期実績					
	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
(1) 居宅サービス						
訪問介護	105,808	100,777	106,040	84,783	106,617	90,861
訪問入浴介護	22,866	16,750	23,148	17,003	23,468	11,680
訪問看護	15,794	14,438	16,204	17,514	16,867	19,470
訪問リハビリテーション	1,240	1,444	1,259	1,480	1,350	1,079
居宅療養管理指導	2,534	2,786	2,615	2,694	2,715	3,046
通所介護	254,570	296,232	254,777	283,413	254,978	276,739
通所リハビリテーション	76,093	71,342	76,604	71,788	77,297	67,329
短期入所生活介護	100,071	107,770	100,576	123,956	101,190	128,474
短期入所療養介護(老健)	23,650	28,153	23,814	27,557	23,979	34,635
短期入所療養介護(病院等)	23,652	18,923	23,714	21,410	23,892	8,174
福祉用具貸与	39,929	41,839	40,092	47,868	40,263	50,401
特定福祉用具購入費	814	936	814	1,071	814	1,170
住宅改修費	3,000	4,563	3,000	4,365	3,000	4,360
特定施設入居者生活介護	19,122	39,266	19,084	45,284	19,084	55,863
(2) 地域密着型サービス						
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0	0	0	0
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	1,955	270	2,023	306	2,039	520
小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0	0
認知症対応型共同生活介護	236,303	246,188	235,840	248,606	235,840	249,522
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	54,923	59,837	54,816	58,703	54,816	65,571
看護小規模多機能型居宅介護	21,000	35,515	21,000	36,899	21,000	37,162
地域密着型通所介護			0	19,470	0	29,699
(3) 施設サービス						
介護老人福祉施設	527,611	511,503	526,578	497,196	526,578	532,494
介護老人保健施設	345,908	344,499	345,231	360,030	345,231	366,587
介護療養型医療施設	199,705	166,523	199,314	162,725	199,314	136,732
(4) 居宅介護支援	90,124	105,562	90,318	110,056	90,895	105,950
合計	2,166,672	2,215,117	2,166,861	2,244,178	2,171,227	2,277,518

(2) 介護予防サービス

【事業計画と給付実績の比較】

(単位:千円)

区分	第6期実績					
	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
(1) 介護予防サービス						
介護予防訪問介護	15,077	11,923	15,481	10,727	5,069	6,326
介護予防訪問入浴介護	50	408	50	0	50	104
介護予防訪問看護	1,903	1,660	2,263	1,330	2,679	1,406
介護予防訪問リハビリテーション	0	0	0	0	0	0
介護予防居宅療養管理指導	109	0	129	9	138	100
介護予防通所介護	53,021	45,582	53,287	42,051	17,807	21,816
介護予防通所リハビリテーション	15,894	14,199	16,433	12,623	16,765	12,932
介護予防短期入所生活介護	2,065	1,350	2,212	1,941	2,458	2,533
介護予防短期入所療養介護(老健)	1,090	1,170	1,093	580	1,114	382
介護予防短期入所療養介護(病院等)	430	707	440	55	427	56
介護予防福祉用具貸与	1,534	1,849	1,567	2,055	1,570	2,846
特定介護予防福祉用具購入費	600	240	600	389	600	287
介護予防住宅改修	2,500	3,788	2,500	2,091	2,500	2,369
介護予防特定施設入居者生活介護	1,000	505	1,000	801	1,000	334
(2) 地域密着型介護予防サービス						
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	2,450	1,432	2,445	515	2,445	1,016
(3) 介護予防支援	10,296	11,762	10,500	10,990	10,595	8,254
合計	108,019	96,576	110,000	86,156	65,217	60,761

(3) その他のサービス

【事業計画と給付実績の比較】

(単位:千円)

区分	第6期実績					
	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
特定入所者介護サービス費	135,000	140,669	135,000	139,717	135,000	136,208
高額介護サービス費	55,000	52,659	55,000	55,393	55,000	57,898
高額医療合算介護サービス費	6,000	5,934	6,000	6,474	6,000	6,311
審査支払手数料	2,183	1,463	2,183	1,075	2,183	1,541

2. サービス種類ごとの実績と見込み

(1) 居宅サービス

通所介護、短期入所生活介護及び訪問介護の給付費が居宅サービス給付費全体の約6割を占めており、今後もこの傾向が続くものと見込まれます。

できる限り住み慣れた地域や家庭で必要なサービスを受けながら、自立した日常生活を送ることができるよう居宅サービス基盤の充実を図ります。

※以下見込数等については、【ひと月あたり】の数値です。

① 訪問介護

ホームヘルパーが利用者の自宅を訪問して、自立に向けた支援とともに入浴、排泄、食事、洗濯や掃除等の世話をを行います。

今後も、利用者のニーズに対応できるサービス体制の充実強化に努めます。

訪問介護等サービス利用者数等の見込

		平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見込)	平成30年度 (計画)	平成31年度 (計画)	平成32年度 (計画)
介護	利用者数	141	138	135	130	130	130
	利用回数	31,639	27,447	28,086	27,624	27,624	27,624
介護 予防	利用者数	45	41	35	-	-	-

② 訪問入浴介護

利用者の自宅を訪問して、簡易浴槽を利用した入浴の介護を行います。

今後も、利用者のニーズに対応できるサービス体制の充実強化に努めます。

訪問入浴介護等サービス利用者数等の見込

		平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見込)	平成30年度 (計画)	平成31年度 (計画)	平成32年度 (計画)
介護	利用者数	23	25	19	17	17	17
	利用回数	1,272	1,284	852	888	888	888
介護 予防	利用者数	1	0	0	0	0	0
	利用回数	46	0	0	0	0	0

③ 訪問看護

訪問看護ステーションや病院の看護師が利用者の自宅を訪問して、療養上の世話や診療の補助を行います。

今後も、利用者のニーズに対応できる体制を構築します。

訪問看護等サービス利用者数等の見込

		平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見込)	平成30年度 (計画)	平成31年度 (計画)	平成32年度 (計画)
介護	利用者数	30	38	45	47	47	47
	利用回数	2,254	2,758	3,285	3,486	3,486	3,486
介護 予防	利用者数	3	3	3	3	3	3
	利用回数	196	165	176	192	192	192

④ 訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士が利用者の自宅を訪問して、理学療法や作業療法等のリハビリテーションを行います。

今後も、利用者のニーズに対応できるサービス体制の充実強化に努めます。

訪問リハビリテーションサービス利用者数等の見込

		平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見込)	平成30年度 (計画)	平成31年度 (計画)	平成32年度 (計画)
介護	利用者数	6	6	5	5	5	5
	利用回数	516	537	424	445	431	416
介護 予防	利用者数	0	0	0	0	0	0
	利用回数	0	0	0	0	0	0

⑤ 居宅療養管理指導

医師、歯科医師や薬剤師などが自宅を訪問し、心身の状況や環境などを把握して、療養上の管理及び指導を行います。

利用者数は安定しており、今後も、利用者のニーズに対応できるサービス体制の充実強化に努めます。

居宅療養管理指導サービス利用者数の見込

	平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見込)	平成30年度 (計画)	平成31年度 (計画)	平成32年度 (計画)
介護利用者数	40	40	42	42	42	42
介護予防利用者数	0	0	0	0	0	0

⑥ 通所介護

デイサービスセンター等において入浴、排せつ、食事等の介護や機能訓練等のサービスを提供します。

今後も、利用者のニーズに対応できるサービス体制の充実強化に努めます。

通所介護サービス利用者数等の見込

		平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見込)	平成30年度 (計画)	平成31年度 (計画)	平成32年度 (計画)
介護	利用者数	344	350	333	330	330	330
	利用回数	35,556	34,680	33,720	33,300	33,300	33,300
介護 予防	利用者数	145	134	111	-	-	-

⑦ 通所リハビリテーション

介護老人保健施設、病院や診療所等において、日常生活の自立を助けるための理学療法や作業療法等のリハビリテーションを行います。

今後も、利用者のニーズに対応できるサービス体制の充実強化を図ります。

通所リハビリテーション利用者数等の見込

		平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見込)	平成30年度 (計画)	平成31年度 (計画)	平成32年度 (計画)
介護	利用者数	98	98	95	96	96	96
	利用回数	8,349	8,560	8,154	8,232	8,232	8,232
介護 予防	利用者数	40	37	38	38	38	38

⑧ 短期入所生活介護

介護老人福祉施設等において、短期間入所する要介護者等に対し、入浴、排泄、食事などの介護や機能訓練などのサービスを提供します。

今後も、利用者のニーズに対応できるサービス体制の充実強化を図ります。

短期入所生活サービス利用者数等の見込

		平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見込)	平成30年度 (計画)	平成31年度 (計画)	平成32年度 (計画)
介護	利用者数	110	117	118	123	123	123
	利用回数	13,297	15,309	15,448	15,808	15,808	15,808
介護 予防	利用者数	6	7	8	8	8	8
	利用回数	215	296	344	344	344	344

⑨ 短期入所療養介護

介護老人保健施設や介護療養型医療施設において、短期間入所する要介護者等に対し、医学的管理下での看護や介護、機能訓練等のサービスを提供します。

利用者数は安定しており、今後も、利用者ニーズに対応できるサービス体制の充実強化に努めます。

短期入所療養介護等サービス利用者数等の見込

		平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見込)	平成30年度 (計画)	平成31年度 (計画)	平成32年度 (計画)
介護	利用者数	51	54	50	49	49	49
	利用回数	4,747	4,863	4,830	4,318	4,318	4,318
介護 予防	利用者数	6	2	2	3	3	3
	利用回数	251	72	72	108	108	108

⑩ 特定施設入居者生活介護

介護付きの有料老人ホームやケアハウスなどに入所している利用者に対し、入浴、排泄、食事等の介護、生活等に関する相談や機能訓練等のサービスを提供します。

今後も、利用者のニーズに対応できるサービス体制の充実強化を図ります。

特定施設入居者生活介護等サービス利用者数の見込

	平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見込)	平成30年度 (計画)	平成31年度 (計画)	平成32年度 (計画)
介護利用者数	19	22	27	27	27	27
介護予防利用者数	1	1	0	0	0	0

⑪ 福祉用具貸与

日常生活に支障のある利用者には、生活上の便宜や機能訓練に役立つ福祉用具の貸出を行うものであり、妥当性、適合性を精査し、適正な利用の促進を図ります。

福祉用具貸与サービス利用者数の見込

	平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見込)	平成30年度 (計画)	平成31年度 (計画)	平成32年度 (計画)
介護利用者数	222	253	273	259	257	252
介護予防利用者数	37	45	56	47	47	47

⑫ 特定福祉用具販売

日常生活に支障のある利用者には、生活上の便宜や機能訓練に役立つ福祉用具購入費用（同一年度で10万円以内）の8割または9割を支給するものであり、妥当性、適合性を精査し、適正な利用促進を図ります。

福祉用具販売サービス利用者数の見込

	平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見込)	平成30年度 (計画)	平成31年度 (計画)	平成32年度 (計画)
介護利用者数	3	4	3	3	3	3
介護予防利用者数	1	2	1	2	2	2

⑬ 居宅介護住宅改修

手すりの取り付けや段差解消などの小規模な住宅改修を行う場合に、その費用（同一住宅、同一利用者の合計が20万円以内）の8割または9割を支給するものであり、今後も、自立支援型住宅リフォーム事業での助成とあわせ効率的な事業展開を図ります。

居宅介護住宅改修等サービス利用者の見込

	平成27年度 （実績）	平成28年度 （実績）	平成29年度 （見込）	平成30年度 （計画）	平成31年度 （計画）	平成32年度 （計画）
介護利用者数	4	3	3	4	4	4
介護予防利用者数	3	2	3	3	3	3

⑭ 居宅介護支援

在宅サービスなどが適切に利用できるように、利用者の依頼を受け、介護サービス計画の作成、在宅サービス事業者との連絡調整や介護保険施設への紹介などを行います。

介護予防利用者数については、平成29年度を移行年として、ヘルプサービス・デイサービスについては、介護予防・日常生活支援総合事業においてケアマネジメントしていくことになりました。

今後も、利用者ニーズに対応できるサービス体制の充実強化を図ります。

居宅介護支援等サービス利用者の見込

	平成27年度 （実績）	平成28年度 （実績）	平成29年度 （見込）	平成30年度 （計画）	平成31年度 （計画）	平成32年度 （計画）
介護利用者数	512	531	507	520	520	520
介護予防利用者数	225	208	191	100	100	100

(2) 地域密着型サービス

要介護状態となっても住み慣れた地域で安心して生活を継続できるように、第3期計画から創設されたサービスであり、基盤整備方針は以下のとおりです。

① 小規模多機能型居宅介護

「通い」を中心としながら、要介護者の様態や希望に応じて随時「訪問」や「泊まり」も組み合わせて提供するサービスです。

利用者のニーズやサービス基盤整備の動向を把握しながら整備を検討しており、第8期計画以降の課題とします。

② 夜間対応型訪問介護

24時間安心して在宅生活ができるよう、定時巡回と通報による夜間専門の訪問介護です。

本サービスは、人口20万人以上の自治体を想定しており、本市には該当しません。

③ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

29人以下の小規模な特別養護老人ホームで提供されるサービスです。

第5期計画において1ヶ所(20床)施設整備しており、サービスの必要見込量は確保できています。

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護利用者の見込

	平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見込)	平成30年度 (計画)	平成31年度 (計画)	平成32年度 (計画)
介護利用者数	20	20	21	20	20	20

④ 認知症対応型共同生活介護

認知症の高齢者に対し、少人数の共同生活住居で家庭的な環境の下、日常生活上の世話及び機能訓練等のサービスを提供します。

現在、7ユニット整備されており、サービスの必要見込量は確保できています。

認知症対応型共同生活介護サービス利用者数の見込

	平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見込)	平成30年度 (計画)	平成31年度 (計画)	平成32年度 (計画)
介護利用者数	90	90	91	91	91	91
介護予防利用者数	1	0	0	0	0	0

⑤ 認知症対応型通所介護

認知症の高齢者に対し、デイサービスセンター等において、日常生活上の世話及び機能訓練等のサービスを提供します。

現在、共用型として認知症対応型共同生活介護事業所施設内で1ヶ所事業を実施しており、サービスの必要見込量は確保できています。

認知症対応型通所介護サービス利用者数の見込

	平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見込)	平成30年度 (計画)	平成31年度 (計画)	平成32年度 (計画)
介護利用者数	1	1	2	3	3	3
介護予防利用者数	0	0	0	0	0	0

⑥ 地域密着型特定施設入居者生活介護

小規模介護専用型有料老人ホーム等の施設に入居している要介護者に対し、日常生活上の世話や機能訓練等のサービスを提供します。

施設入所待機者の解消を図ることから、第8期計画以降の課題とします。

⑦ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

予め作成された計画に基づき、必要に応じて1日数回程度、日常生活上の介護サービス等の提供を行うとともに、24時間対応可能な窓口を設置し、利用者からの通報等に対応できるオペレーターを配置することにより、通報内容に応じ随時対応サービス（通話による相談援助、転倒時等における訪問サービスの提供、医療機関等への通報等）を提供するものです。

このサービスは、訪問介護等を提供する事業者の対応は可能であるものの、夜間帯の訪問介護等に対する需要が少ないため、今後の検討課題とします。

⑧ 看護小規模多機能型居宅介護

要介護度が高く、医療ニーズの高い高齢者に対応するため、小規模多機能型居宅介護のサービスに加え、必要に応じて訪問看護を提供できるサービスです。

平成26年度から市内に1ヶ所整備されており、サービスの必要見込量は確保できています。

看護小規模多機能型居宅介護利用者の見込

	平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見込)	平成30年度 (計画)	平成31年度 (計画)	平成32年度 (計画)
介護利用者数	15	14	14	13	13	13

⑨ 地域密着型通所介護

18人以下の小規模な通所介護施設で、日常生活上の世話及び機能訓練等のサービスを提供します。

平成28年度から市内で1ヶ所事業を実施しており、サービスの必要見込量は確保できています。

地域密着型通所介護利用者の見込

	平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見込)	平成30年度 (計画)	平成31年度 (計画)	平成32年度 (計画)
介護利用者数	-	13	14	14	14	14

(3) 施設サービス

要介護者のための良好な住宅環境が確保しにくいことや後期高齢者を含む一人暮らし高齢者が増加していることから、今後も施設介護サービスの重要性は変わらないと言えます。

現在、本圏域では、適正規模の施設が整備されており、施設整備計画はありませんが、今後、本市の実情にあわせた適正な整備について検討します。

① 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

要介護者に対し施設サービス計画に基づいて、入浴、排泄、食事などの世話や機能訓練、健康管理、療養上の世話を行います。

介護老人福祉施設入所者数の見込

	平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見込)	平成30年度 (計画)	平成31年度 (計画)	平成32年度 (計画)
入所者数	184	180	185	185	185	185

② 介護老人保健施設

要介護者に対し施設サービス計画に基づいて、医学的管理下での看護や介護、機能訓練等の医療、日常生活上の世話を行います。

介護老人保健施設入所者数の見込

	平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見込)	平成30年度 (計画)	平成31年度 (計画)	平成32年度 (計画)
入所者数	108	114	117	117	117	117

③ 介護療養型医療施設

療養病床等をもつ病院及び診療所の介護保険適用部分に入院する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理下の介護等の世話や機能訓練を行う施設ですが、平成35年度末で廃止されます。珠洲市の介護療養型医療施設は平成29年度休床しており、他の介護保険施設等への転換予定については現在未定です。

介護療養型医療施設入所者数の見込

	平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見込)	平成30年度 (計画)	平成31年度 (計画)	平成32年度 (計画)
入所者数	40	40	37	33	33	32

④ 介護医療院

長期にわたる療養が必要な要介護者に対し、療養上の管理のもとで介護や機能訓練を行います。

医療と介護の一体的な提供が前提となるため、介護保険法だけでなく医療法にも位置づけられています。

介護医療院入所者数の見込

	平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見込)	平成30年度 (計画)	平成31年度 (計画)	平成32年度 (計画)
入所者数	-	-	-	0	0	1

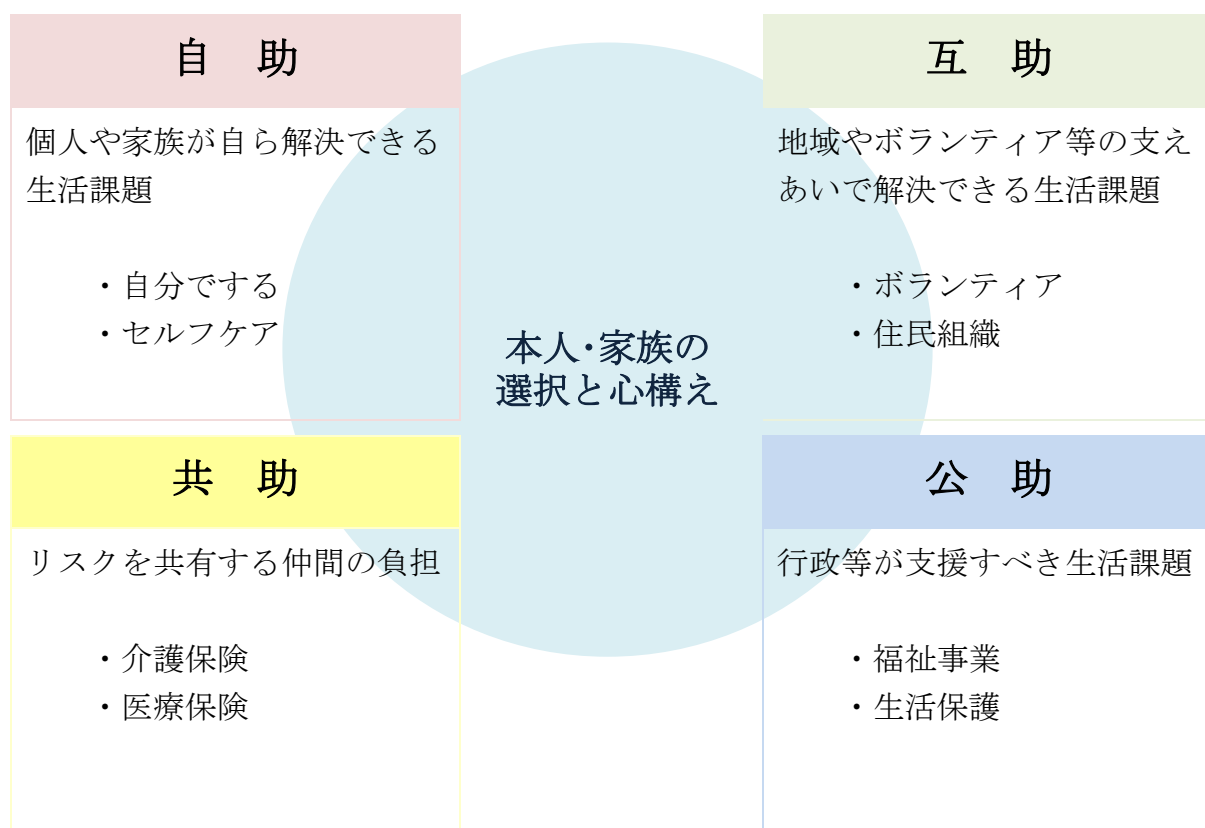
3 施設の整備予定状況

項目		平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	整備予定
地域密着型サービス以外の介護サービス提供施設	介護老人福祉施設	100床	100床	100床	100床	100床	—
	介護老人保健施設	100床	100床	100床	100床	100床	—
	介護療養型医療施設	8床	8床 (休床)	8床 (未定)	8床 (未定)	8床 (未定)	—
	短期入所生活介護 (ショートステイ)	28床	28床	28床	28床	28床	—
	通所介護 (デイサービスセンター)	5箇所	5箇所	5箇所	5箇所	5箇所	—
	通所リハビリテーション (デイケアセンター)	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所	—
地域密着型サービス提供施設の内訳	地域密着型介護老人福祉施設	20床	20床	20床	20床	20床	—
	グループホーム	7ユニット	7ユニット	7ユニット	7ユニット	7ユニット	—
	認知症対応型通所介護	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	—
	地域密着型通所介護	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	—
	看護小規模多機能型居宅介護	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	—
介護予防拠点の内訳		16箇所	16箇所	16箇所	16箇所	16箇所	—

第5章 高齢者福祉施策の展開

1 支えあいのまちづくり

誰もが住み慣れた地域の中で、安心して生活していくためには、お互いに助けあい、支えあいながら、それぞれの役割の中で、日常生活上発生する課題に取り組んでいく必要があります。そこで、『「お互いさまの心」で支えあうまち 珠洲市』を基本理念とする「珠洲市地域福祉計画」のもと、住民一人ひとり、地域で活動している団体、行政が連携し、地域における支えあいの体制づくりを推進します。



生活課題に対する「自助」「互助」「共助」「公助」の連携イメージ

2 福祉サービスの充実

ひとり暮らし高齢者世帯や高齢者のみの世帯が増加する一方、高齢者の在宅志向は高く、住み慣れた地域での生活を希望しています。介護保険の給付対象外で、日常生活を送る上で何らかの支援を必要とする高齢者の生活を支援するため、福祉サービスの充実を図ります。

(1) 在宅福祉サービス

① ねたきり老人等理髪サービス事業

在宅で3か月以上寝たきりの方に対し、出張による理容・美容のサービスを実施します。

ねたきり老人等理髪サービス利用者数等の見込

	平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見込)	平成30年度 (計画)	平成31年度 (計画)	平成32年度 (計画)
利用者数	15	16	20	30	30	30
利用回数	20	27	30	60	60	60

② 自立支援型住宅リフォーム推進事業

低所得で介護を要する高齢者及び身体障害者が安心して暮らせるよう、住宅のリフォームに要する費用の一部を助成します。

自立支援型住宅リフォーム利用者数の見込

	平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見込)	平成30年度 (計画)	平成31年度 (計画)	平成32年度 (計画)
利用者数	0	0	0	2	2	2

(2) ひとり暮らし高齢者等の対策

① 緊急通報機器設置事業

身体に不安を抱えたひとり暮らし高齢者等の急病などの緊急事態に対する不安を解消すると共に、緊急事態発生時の迅速かつ適切な対応を図るため、緊急通報機器を貸与します。

緊急通報機器利用者数の見込

	平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見込)	平成30年度 (計画)	平成31年度 (計画)	平成32年度 (計画)
利用者数	21	21	20	25	30	35

② 老人福祉連絡員設置事業

本市の状況を鑑み、ひとり暮らし老人の安否、生活状況を把握するため老人福祉連絡員を設置し、見守り支援を行っています。

老人福祉連絡員利用者数の見込

	平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見込)	平成30年度 (計画)	平成31年度 (計画)	平成32年度 (計画)
利用者数	1	1	1	1	1	1

(3) 社会参加の促進

① 老人クラブ活動への支援

高齢者自らが、主体的かつ積極的な活動に取り組むことができる環境整備に努め、地域社会に根ざした実践的活動の継続性を確保できるように支援します。

老人クラブ会員数

	平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見込)	平成30年度 (計画)	平成31年度 (計画)	平成32年度 (計画)
利用者数	1,656名	1,420名	1,416名	1,416名	1,450名	1,450名

② ふれあい入浴補助事業

65歳以上の高齢者に、公衆浴場を低料金で利用できる補助券を交付し、交流と健康づくりの支援を行います。

ふれあい入浴利用者数の見込

	平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見込)	平成30年度 (計画)	平成31年度 (計画)	平成32年度 (計画)
利用者数	939	1,078	1,200	1,300	1,350	1,400

(4) 要援護者等への支援

① ちょっこり・たすけ隊

65歳以上の高齢者世帯や身体活動に不都合がある方などの避難弱者に対し、『できる時に・できる人が・できる事を』を基本として、“公助・近助”の精神でコミュニケーションづくりを進め、“いざ”というときの繋がりとして活かしていこうというものであり、現在、公民館単位で取り組みを進めています。平成30年度からは、珠洲市社会福祉協議会と連携し、支援強化に取り組めます。

利用方法…『たすけられ隊』として登録し、『利用チケット』を購入します。

購入後は、『たすけ隊』の支援を受けた時に隊員となった方に渡します。

利用料…『利用チケット』は有料となり、500円（1時間）です。

ちょっこり・たすけ隊 登録人数と活動数の見込

	平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見込)	平成30年度 (計画)	平成31年度 (計画)	平成32年度 (計画)
利用者数	210	229	235	240	240	240
隊員数	220	220	240	260	260	260
活動数	128	83	95	100	100	100

(5) 施設サービス

① 養護老人ホーム入所

養護老人ホームは原則 65 歳以上の方で、環境上の理由及び経済的理由により、居宅において養護をうけることが困難な者を、市による措置の決定に基づいて入所させる施設です。

ここでは、入所者が自立した生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び援助を行います。

養護老人ホーム入所者数の見込

(単位：人)

施設名	所在地	平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見込)	平成30年度 (計画)	平成31年度 (計画)	平成32年度 (計画)
自生園	小松市	1	1	1	1	1	1
向陽苑崎浦	金沢市	3	2	1	3	3	3
あっとほ一む若葉	七尾市	1	2	3	3	3	3
ふるさと能登	輪島市	2	1	2	2	2	2
朱鷺の苑	穴水町	6	6	7	8	8	8
石川県鳳寿荘	能登町	13	14	14	15	16	16
計		26	26	28	32	33	33

3 高齢者の住環境等の整備

(1) 高齢者の住宅のリフォーム支援

介護を必要とする高齢者及び身体障がい者の居住する住宅のリフォームに要する費用に対して助成することにより、当該高齢者及び身体障がい者の在宅生活の維持向上を図ります。

(2) 高齢者向けの住宅の整備

本市では、高齢者等も安心して暮らせるまちづくりを意識した「珠洲市住生活基本計画（平成24年3月策定）」に基づき、整備を進めています。

高齢者世帯や障がい者世帯が安全・安心に暮らせるよう、コーポ晴気台1号棟・2号棟及び野々江団地1号棟では手すりの設置、野々江団地2号棟ではエレベーターの設置を推進するとともに、公営住宅棟の建て替えにあたっては福祉施策との連携を図ります。

(3) 市街地のバリアフリー化

最も利用頻度の高い社会基盤である道路の整備については、新設や改修に当たり年齢、身体的障害、利用形態等の様々な条件を考慮し、安心して便利に利用できる面的デザインとします。

また、緑化の奨励や使用材料の吟味をとおし、五感や情緒に心地よい空間を創出します。

今後整備する公共施設についても、バリアフリー化を進めます。

(4) 高齢者等に対する防災行政無線の整備

65歳以上の高齢者のみ（一人暮らし含む）の世帯や障がい者がいる世帯に、防災行政無線個別受信機又は防災ラジオを配布し、災害弱者である高齢者の安全確保を図っています。

4 地域包括支援センター

(1) 地域包括支援センターの設置趣旨

地域包括支援センターは、地域住民の心身の健康保持及び生活の安全のため多様な支援を継続的かつ包括的に提供する仕組みの中核機関として設置されています。

(2) 地域包括支援センターの設置場所

平成29年度「地域包括支援センター長寿園」開設。ランチとして「はまなすふれあいセンター」が設置されています。

(3) 取り扱いの業務内容

- ・介護予防ケアマネジメント
- ・総合相談支援
- ・権利擁護、虐待早期発見・防止
- ・包括的・継続的ケアマネジメント支援

(4) 専門職員の配置

介護予防ケアマネジメントを積極的に実施するため次の専門職が配置されています。

- ・地域包括支援センター長寿園
 - 主任ケアマネジャー 1人
 - 保健師 1人
 - 社会福祉士 1人
- ・地域包括支援センターはまなすふれあいセンター
 - 社会福祉士 1人

(5) 地域包括支援センター運営委員会の設置

地域包括支援センターの公正性・中立性の確保と円滑かつ適正な運営を図るため、地域包括支援センター運営委員会が設置されています。

委員会は、学識経験者、福祉関係者、保健・医療関係者及び被保険者等で構成されています。

5 地域支援事業の充実

高齢者が地域において、自立した生活を継続できるよう、介護予防・日常生活支援総合事業・包括的支援事業・任意事業を実施します。

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業

65歳以上の高齢者を対象として、一人ひとりの生きがいや自己実現のための取組みを支援し、活動的で生きがいのある人生を送ることが出来るよう支援します。

① 介護予防・生活支援サービス事業（平成29年度～）

要支援認定を受けた者または基本チェックリスト該当者の通所・訪問サービスの種類を増やしたり、ゴミ出しなどの簡単な生活支援サービスの構築を行うことで、サービスの拡充に取り組みます。

●通所型サービス

通所型サービス利用者延人数等の見込

	平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見込)	平成30年度 (計画)	平成31年度 (計画)	平成32年度 (計画)
既存サービス	-	-	705	1,620	1,610	1,600
サービスA	-	-	731	1,080	1,070	1,060

●訪問型サービス

訪問型サービス利用者延人数等の見込

	平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見込)	平成30年度 (計画)	平成31年度 (計画)	平成32年度 (計画)
既存サービス	-	-	240	540	530	520
サービスA	-	-	172	240	230	220

●介護予防ケアマネジメント

対象者に対し、介護予防事業やその他の適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう援助を行います。

介護予防ケアマネジメント利用者数の見込

	平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見込)	平成30年度 (計画)	平成31年度 (計画)	平成32年度 (計画)
利用者数	-	-	1,396	3,120	3,090	3,060

② 一般介護予防事業

●介護予防普及啓発事業

介護予防の基本的な知識を普及啓発するためのパンフレットの作成・配布や介護予防教室等の開催などを実施します。

介護予防教室等実施回数等の見込

	平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見込)	平成30年度 (計画)	平成31年度 (計画)	平成32年度 (計画)
実施回数	287	406	410	415	420	430
参加者 延数	3,680	4,887	4,900	4,950	5,000	5,050

●地域介護予防活動支援事業

介護予防に関するボランティア等の人材育成のための研修や地域活動組織の育成・支援を行います。

地域介護予防活動実施回数等の見込

	平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見込)	平成30年度 (計画)	平成31年度 (計画)	平成32年度 (計画)
実施回数	245	184	190	190	190	190
参加者 延数	2,656	1,715	1,800	1,800	1,800	1,800

●地域リハビリテーション活動支援事業

介護予防の取り組みを機能強化するため、通所、訪問、地域ケア会議、住民主体の通いの場などへのリハビリ専門職等による助言などを実施します。

リハビリ専門職等派遣回数の見込

	平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見込)	平成30年度 (計画)	平成31年度 (計画)	平成32年度 (計画)
実施回数	10	2	3	5	10	15

●一般介護予防事業評価事業

介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等の検証及び次年度以降の事業改善を図ります。

(2) 包括的支援事業

① 総合相談・支援

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続していくことができるよう、地域における適切な保健、医療及び福祉の利用につながる支援を行います。

総合相談件数の見込

	平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見込)	平成30年度 (計画)	平成31年度 (計画)	平成32年度 (計画)
相談件数	3,488	4,550	4,500	4,500	4,500	4,500

②権利擁護、虐待早期発見・防止

高齢者の人権や財産を守る成年後見制度の活用や虐待の早期発見・防止を進めていきます。

権利擁護等の相談件数の見込

	平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見込)	平成30年度 (計画)	平成31年度 (計画)	平成32年度 (計画)
相談件数	33	7	70	70	70	70

③包括的・継続的ケアマネジメント

ケアマネジャーのネットワークの構築や、困難事例に対する助言などを行います。

支援件数の見込

	平成 27 年度 (実績)	平成 28 年度 (実績)	平成 29 年度 (見込)	平成 30 年度 (計画)	平成 31 年度 (計画)	平成 32 年度 (計画)
支援件数	290	162	150	150	150	150

(3) 任意事業

介護保険事業の運営と安定化を図るとともに、要介護者を介護する者等に対し、必要な支援を行うものです。

①介護給付費等費用適正化事業

利用者に適切なサービスが提供される環境の整備や提供されているサービスが必要不可欠なものかどうかケアプランのチェックにより検証し、不必要、不適切なサービス提供に対する改善指導を行います。また国保連合会からの情報を活用し、一層の介護給付金の適正化に努めます。

②家族介護支援事業

介護する者への支援事業を実施します。

介護用品利用者数の見込

	平成 27 年度 (実績)	平成 28 年度 (実績)	平成 29 年度 (見込)	平成 30 年度 (計画)	平成 31 年度 (計画)	平成 32 年度 (計画)
利用者数	27	21	23	23	23	23

③成年後見制度利用支援事業

判断能力が低下した方を支える成年後見制度について啓発を行います。また成年後見申し立てへの支援やその他（福祉サービス利用支援事業等）のサービスも含めた相談等を行います。

④その他の事業

介護保険事業の安定化及び被保険者の地域における自立した日常生活支援を進めます。

- ・福祉用具・住宅改修支援事業
- ・地域自立生活支援事業

配食サービス利用者数等の見込

	平成 27 年度 (実績)	平成 28 年度 (実績)	平成 29 年度 (見込)	平成 30 年度 (計画)	平成 31 年度 (計画)	平成 32 年度 (計画)
利用者数	111	104	130	130	130	130
配食数	12,765	12,860	13,000	13,000	13,000	13,000

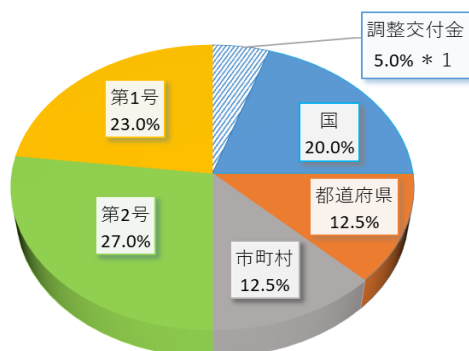
(4) 地域支援事業の費用

地域支援事業に要する費用は、前年度実績等から各事業の構成比率を推計し、算出しています。

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
地域支援事業	141,000,000 円	141,000,000 円	141,000,000 円
介護予防・日常生活支援総合事業	94,000,000 円	94,000,000 円	94,000,000 円
包括的支援事業及び任意事業	47,000,000 円	47,000,000 円	47,000,000 円

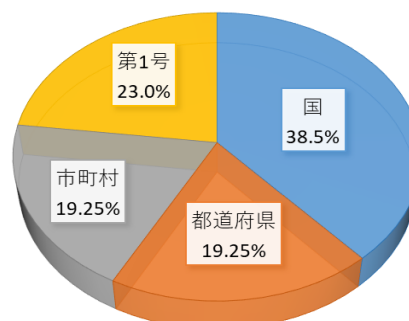
地域支援事業の財源内訳

ア. 介護予防・日常生活支援総合事業



イ. 包括的支援事業

ウ. 任意事業



* 1 調整交付金とは後期高齢者人口の比率や高齢者の所得水準による保険料水準の格差を調整するために、国から交付されるものです。

6 健康づくりの充実

病気の早期発見、早期治療に努め、生涯現役を目指します。

(1) 健康づくり計画「いきいき珠洲21」の推進

市民一人ひとりが病気や寝たきりにならないように、日頃から健康づくりを実践し、健康で明るく元気に暮らせるまちをめざし、「いきいき珠洲21」を推進します。

(2) 健康増進事業

健診、がん検診、肝炎ウイルス検診、骨粗しょう症検診、歯周疾患検診を実施し、適切な生活指導や治療に結びつけることを推進します。

健診受診者数の見込

	平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見込)	平成30年度 (計画)	平成31年度 (計画)	平成32年度 (計画)
胃がん検診 人	918	753	720	760	790	820
%	11.2	9.3	8.9	9.4	9.9	10.4
大腸がん 人	1,144	994	942	980	1,010	1,040
%	14.0	12.2	11.7	12.2	12.7	13.2
肺がん 人	1,137	962	939	970	1,000	1,030
%	13.9	11.9	11.6	12.1	12.6	13.0
子宮がん 人	497	476	470	490	490	500
%	16.7	16.0	15.6	16.0	16.5	16.9
乳がん 人	546	483	450	480	480	490
%	22.3	17.3	15.5	15.6	16.3	16.6
前立腺がん 人	369	329	344	350	360	370
%	12.1	10.8	10.8	11.1	11.5	11.9

(3) 特定健診・特定保健指導の推進

① 特定健診

心臓病や脳卒中を予防するために内臓脂肪型肥満の者と予備軍を発見し、栄養や運動などの生活改善指導や適切な治療に結びつけることを推進します。

② 特定保健指導

生活習慣病の有病者・予備軍を減少させることを目的に、特定保健指導者全員に、生活習慣病のリスクに応じた保健指導を行い健康増進に役立てます。

特定健診等受診者数の見込

	平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見込)	平成30年度 (計画)	平成31年度 (計画)	平成32年度 (計画)
特定健診 人	1,726	1,744	1,861	1,980	1,910	1,842
受診率 %	49.7	52.7	53.0	55.0	56.0	57.0

(4) 元気の湯を活用した健康づくり・介護予防事業の推進

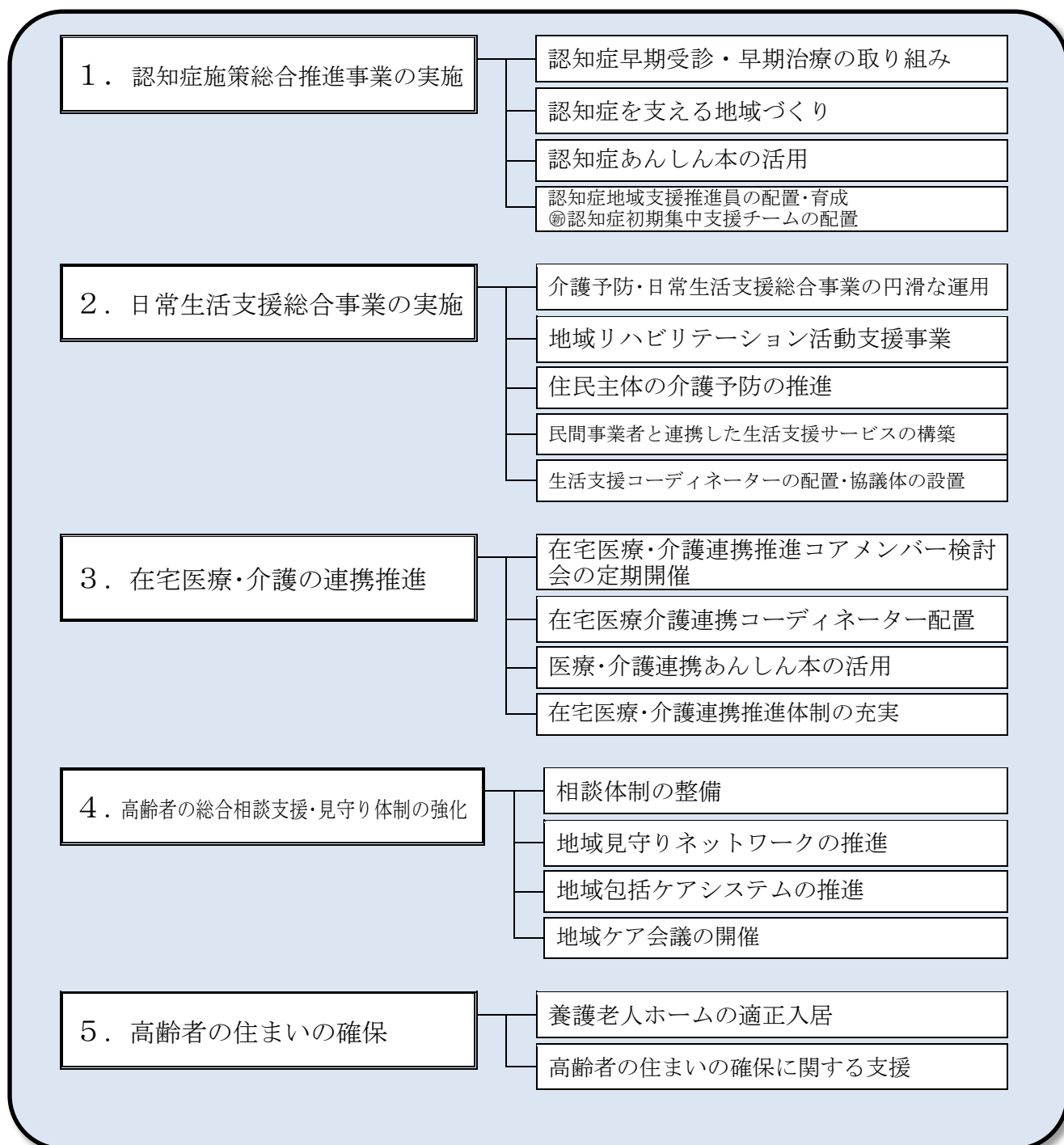
珠洲鉢ヶ崎温泉「元気の湯」を市民の健康づくり・介護予防の拠点として活用しています。

施設内の元気の部屋では、血圧測定等による健康チェック、体脂肪率や筋肉量等の体組成測定、健康運動指導士による健康運動教室・介護予防教室や個別指導を行っています。また、ゲンキ食堂では、(株)タニタ監修によるタニタ定食の提供等を行っています。

第6章 地域包括ケアの推進

介護が必要になっても住み慣れた地域で生活を続けるために、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスが、切れ目なく、有機的かつ一体的に提供される仕組みが必要です。

この仕組みは、高齢者生活実態調査、高齢者生活支援アンケート、高齢者基本チェックリストなどから、本市の状況をふまえ、本市に適したものにしなければなりません。本市の地域包括ケアを推進するため、以下の施策を充実していきます。



1 認知症施策総合推進事業の実施

本市では、認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる地域を目指します。

認知症は、早期受診・早期診断で進行を遅らせたり、症状を緩和することができる場合があります。そのためにも、認知症を地域の課題として捉え、地域で支え合える体制の推進に取り組みます。

国で行われている調査では、認知症の有病率は、12～17%という割合やMCI（軽度認知障害）の有病率は、10%～16%という割合があらわされています。その割合を市内にあてはめると下記の通りとなります。

	人 口	65 歳 以上	高齢化率	全国有病率推定値		MCI 全国有病率推定値	
				12%	17%	10%	16%
H25	16,481 人	6,903 人	41.88%	828 人	～ 1,174 人	690 人	～ 1,104 人
H26	16,123 人	6,953 人	43.12%	834 人	～ 1,182 人	695 人	～ 1,112 人
H27	15,773 人	7,040 人	44.63%	845 人	～ 1,196 人	704 人	～ 1,126 人
H28	15,408 人	7,051 人	45.76%	846 人	～ 1,199 人	705 人	～ 1,128 人
H29	15,001 人	7,050 人	47.00%	846 人	～ 1,199 人	705 人	～ 1,128 人

本市の高齢化はますます進展し、認知症やMCIの有病者の割合も高くなることが予測されます。いつ自分になるかわからない病気であり、他人事と捉えず、自分事として考えることが大切です。

住民一人一人が認知症について考え、認知症になっても支え合える地域を目指して、下記の取り組みを推進します。

(1) 認知症早期受診・早期治療の取り組み

認知症は、早期に受診し、治療に繋げることで、進行を遅らせたり、症状の緩和に繋がる病気です。

本市では、平成30年度から「認知症初期集中支援チーム」構築し、認知症専門医・認知症サポート医・地域包括支援センター・珠洲市総合病院地域医療連携室・福祉課職員とチームを組み、地域の見守り体制の推進に取り組んでいます。

(2) 認知症を支える地域づくり

●認知症に関する啓蒙活動

平成 25 年度から「認知症地区別講演会」や「認知症学習会」を通じて、認知症についての正しい理解と知識を広める取り組みを実施しています。

●認知症サポーター養成

認知症を地域で支えるためには、地域の力がかせません。認知症を理解し支える役割として「認知症サポーター」を養成しています。また、認知症サポーターを養成する役割の「認知症キャラバンメイト」も平成 26 年度に新たに養成し、啓蒙活動に取り組んでいます。

	平成 27 年度 (実績)	平成 28 年度 (実績)	平成 29 年度 (見込)	平成 30 年度 (計画)	平成 31 年度 (計画)	平成 32 年度 (計画)
人数	1,407	1,526	1,600	1,700	1,800	1,900

●認知症の人や家族介護者への支援

住み慣れた自宅で暮らし続けるために、当事者同士の交流会を実施したり、認知症への理解や地域で支える視点を広げるために、地域へ発信をしています。

(3) 認知症あんしん本の活用

認知症になったときに、地域にどんな資源があって、どんなサービスが利用できるのか、困ったときの相談はどこにすればいいのかなど、認知症の状態に応じたケアの流れを表した認知症ケアパス「認知症あんしん本」を作成しました。今後は内容を見直し更新を随時していきます。

(4) 認知症地域支援推進員の配置・育成

本市における認知症施策を総合的に推進することを目的として、「認知症地域支援推進員」を配置しています。認知症地域支援推進員の新たな配置と推進員の資質向上に取り組めます。

	平成 27 年度 (実績)	平成 28 年度 (実績)	平成 29 年度 (見込)	平成 30 年度 (計画)	平成 31 年度 (計画)	平成 32 年度 (計画)
配置	4 名	4 名	5 名	5 名	7 名	9 名

2. 日常生活支援総合事業の実施

住民主体の多様なサービスの充実を図り、要支援者等の選択できるサービス・支援を充実し、在宅生活の安心確保を図るとともに、住民主体のサービス利用の拡充による新たな担い手の育成・活用を実施し、安心して暮らせる地域づくりに取り組みます。

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業の円滑な運用

平成 29 年度から開始。相談者への家庭訪問や問診、チェックリストを経て地域包括支援センター・珠洲市総合病院地域医療連携室・福祉課職員でカンファレンスを実施。本人やご家族の意向を確認しながら、自立支援に向けたサービスを提供します。

平成 29 年度からは介護予防事業を新たに再編しました。今後、高齢者の自主活動を中心とした通所事業の充実や、ゴミだしや買い物などの簡単な生活支援サービスは、民間のサービスを利用するなど、サービスのすみ分けを推進します。

【参考】平成 29 年度からのサービス類型

●通所型サービス

		平成 29 年度から
内 容	通所介護	介護予防給付にて実施されているサービスと同様のサービス
	通所型サービス A	人員基準を緩和した形のサービス
	通所型サービス B	民間やボランティア組織を活用したサービス
	通所型サービス C	保健・医療の専門職が行う短期集中型サービス

●訪問型サービス

		平成 29 年度から
内 容	訪問介護	介護予防給付にて実施されているサービスと同様のサービス
	訪問型サービス A	人員基準を緩和した形のサービス
	訪問型サービス B	民間やボランティア組織を活用したサービス
	訪問型サービス C	保健師等が実施する短期集中型の訪問支援
	訪問型サービス D	通院等の前後にかかる支援

(2) 地域リハビリテーション活動支援事業

リハビリテーション専門職等が、地域包括支援センターと連携しながら、地域における介護予防の取り組みを総合的に支援することにより、介護予防の機能強化を図ります。

●ロコモティブシンドローム, 骨・整形外科疾患の予防

骨・整形外科疾患は、新規要介護認定申請の第2位となっています。

ロコモティブシンドロームの予防のためノルディックウォーキングや筋力アップ体操等に取り組みます。

●地域ケア会議等におけるリハビリテーション専門職等の活用

地域ケア会議等にリハビリテーション専門職等が定期的に関わることにより、自立支援ケアマネジメントの向上や介護予防の機能強化を図ります。

【参考】要介護認定新規申請原因疾患

(単位:人)

疾患名	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
認知症	70	71	74	71	64
骨・整形外科疾患	53	60	62	56	57
脳血管疾患	34	33	27	33	28
悪性新生物	28	22	20	17	20
心疾患	15	3	9	13	20
高血圧	10	8	6	4	3
糖尿病	4	6	2	4	3
神経難病	3	4	4	7	1
肺疾患	7	9	11	5	7
老人性うつ症	3	1	1	0	0
その他	22	28	22	25	7
計(件数)	249	245	238	235	210

(3) 住民主体の介護予防の推進

住民主体の介護予防を推進することにより、住み慣れた地域での通える場や馴染みの関係の中での助け合いの仕組みの推進・強化を図ります。

- 老人クラブ
- 百歳体操グループ
- リハビリ友の会
- 脳トレグループ
- ノルディックウォーキンググループ
- 軽体操グループ、手工芸等グループ など

(4) 民間事業者と連携した生活支援サービスの構築

高齢者の生活を支援するため、平成26年度に「買い物あんしん本」を全戸配布し、宅配等の提供状況をお知らせしました。その後、小売店の廃業等で状況は少しずつ変化しています。相談窓口では、市内のインフォーマルサービス一覧をお渡ししたり、状況を確認しながら買い物支援の方法をアドバイスしています。今後も民間事業者と連携した生活支援サービスを構築していきます。

(5) 生活支援コーディネーターの配置・協議会の設置

平成27年度から第1層として行政に生活支援コーディネーターを配置し、「生活実態アンケート」「高齢者支援ハウスにかかる意向調査」を実施しました。

また、日頃から「ちょっこり・たすけ隊」の依頼や家庭訪問等によって高齢者の困り事について把握しています。

平成30年度からは、珠洲市社会福祉協議会に第2層の生活支援コーディネーターを配置し、きめ細やかな情報収集を実施していきます。

今後も、協議会にはかりながら互助を基本とした生活支援・介護予防サービスを構築します。

生活支援コーディネーター配置数

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度から
第1層配置	1名	→	→	→
第2層配置	-	-	-	2名

3. 在宅医療・介護の連携推進

地域包括ケアシステムでは、地域で医療と介護が必要になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしをできる地域を目指します。

(1) 在宅医療・介護連携推進チームの設置

地域包括ケア推進室職員が中心となり、行政・医師会・市総合病院・地域包括支援センター・介護担当部局と連携推進に向けたプロジェクトチームを設置し、珠洲市の在宅医療介護連携について検討します。

(2) 珠洲市在宅医療・介護あんしん本の活用

平成 28 年度に医療・介護が必要になったときに、地域の資源が一覧でわかる「珠洲市在宅医療介護連携あんしん本を作成」しました。あんしん本を活用し、関係者等と情報共有を図ります。

(3) 在宅医療・介護連携推進体制の充実

「在宅医療・介護連携推進体制」について、「在宅医療・介護連携推進チーム」を中心に実施に向けた検討を行います。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度から
コアチームの設置	医師会・市立病院・包括・行政のコアメンバーによる検討会			
あんしん本の作成・活用	あんしん本作成	活用	→	→
医療・介護スタッフ研修会	<ul style="list-style-type: none"> ・排泄ケアについて ・糖尿病について ・認知症について ・家族ケアシステムについて ・地域包括ケアについて ・公共交通と通院頻度について ・がん在宅療養について ・在宅・施設での看取りについて <p style="text-align: right;">など</p>			

4. 高齢者の総合相談支援・見守り体制の強化

地域包括支援センターは、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上や福祉の増進を包括的に支援することを目的に設置されています。

(1) 相談体制の整備

高齢化の進展、それに伴う相談件数が増加しており、今後も支援体制の確保や充実が必要となります。市民の利便性を考え、現在の体制を維持します。

相談窓口

名称	場所
珠洲市地域包括支援センター長寿園	珠洲市宝立町春日野4字117番地
はまなすふれあいセンターランチ	珠洲市三崎町宇治ヲ部7番地
珠洲市福祉課地域包括ケア推進室	珠洲市上戸町北方1字6番地の2
〃 高齢者支援係	〃

総合相談件数の見込み

	平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見込)	平成30年度 (計画)	平成31年度 (計画)	平成32年度 (計画)
件数	延3,488件 (実1,375件)	延4,550件 (実1,515件)	延4,500件 (実1,500件)	延4,500件 (実1,500件)	延4,500件 (実1,500件)	延4,500件 (実1,500件)

(2) 地域見守りネットワークの推進

地域の見守り体制の推進を目的に、市内の宅配業者、郵便局、銀行などと顔の見える関係づくりを行い、高齢者の見守り体制の推進に努めています。

【平成29年度 参集メンバー】

新聞販売店・LPガス販売店・飲料宅配販売店・宅配弁当・宅配事業者
郵便局・金融機関・北陸電力・警備保障会社・生活協同組合・商工会議所
警察・消防・地域包括支援センター・社会福祉協議会・行政

(3) 地域包括ケアシステムの推進

地域包括ケアシステムを推進するために、生活支援コーディネーターや在宅医療・介護連携コーディネーターを配置し、連携体制の構築に向けた取り組みを推進します。

(4) 地域ケア会議の開催

個別ケースからの地域ケア会議の積み重ねにより、地域課題の把握を進めます。

地域ケア会議開催件数の見込み

	平成 27 年度 (実績)	平成 28 年度 (実績)	平成 29 年度 (見込)	平成 30 年度 (計画)	平成 31 年度 (計画)	平成 32 年度 (計画)
件数	138件	154件	150件	150件	150件	150件

5. 高齢者の住まいの確保

住み慣れた地域で、安心して暮らしていくためには、住まいの確保が重要になります。

(1) 養護老人ホームの確保

少しの見守りや支援があれば生活できるが、家屋の老朽化等住まいの問題や支援してくれる家族・親族がないという方のために、その方の収入に応じて入所が可能な養護老人ホームの確保に努めます。

(2) 高齢者の住まいの確保に関する支援

住まいが確保され、少しの見守りと支援があれば地域で生活できる方の選択肢の一つとして、サービス付き高齢者住宅や高齢者支援ハウスの入居に関する支援を行います。

第7章 計画の推進

1 計画の推進主体と役割

(1) 市の役割

本市は、老人福祉計画及び介護保険事業計画の各事業を通じて、高齢者の保健、医療、福祉及び介護に関する施策の総合的な推進を図るとともに、サービス基盤の整備・充実、人材の質的向上等に取り組みます。また、保健・福祉、介護保険制度に関する情報提供、相談体制の整備、地域ボランティア活動の充実に取り組んでいきます。

(2) 地域・団体の役割

高齢者が地域で自立した生活を送るためには、自治会、老人クラブ等を中心に、地域の支え合いのしくみづくりを進めることが大切です。

また、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、民生委員・児童委員による相談や支援の充実、地域ボランティアの活用等、社会福祉の向上のため役割分担による活動が求められます。

(3) 事業者の役割

事業者は、保健、医療、福祉及び介護に関するサービスを適正に提供することが責務であります。したがって、そのことが地域の高齢者や社会に与える影響が大きいという認識に立って事業を展開するとともに、事業者相互の連携を進め、サービスの質的向上を図ることが必要です。

2 計画の進行管理と評価

計画の実効性を確保するためには、計画→実行→評価→改善の進行管理が重要となります。本計画に関しては、その実施状況の把握や評価点検等を行い、これを「珠洲市介護保険事業計画、地域包括支援センター及び地域密着型サービス等運営委員会」に定期的に報告することにより、進行管理を図ります。

参 考 资 料

珠洲市介護保険条例

平成12年3月23日

条例第17号

目次

第1章 本市が行う介護保険(第1条)

第2章 介護認定審査会(第1条の2・第1条の3)

第3章 保険料(第2条―第10条)

第4章 罰則(第11条―第15条)

附則

第1章 本市が行う介護保険

(本市が行う介護保険)

第1条 本市が行う介護保険については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

第2章 介護認定審査会

(介護認定審査会)

第1条の2 介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第14条の規定に基づき要介護及び要支援認定に係る審査判定業務を行わせるため、珠洲市介護認定審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会の委員の定数は、20人以内とする。

3 審査会の委員は、要介護者等の保健、医療又は福祉に関する学識経験を有する者のうちから、市長が任命する。

(規則への委任)

第1条の3 法令及びこの条例に定めるもののほか、審査会に必要な事項は、規則で定める。

第3章 保険料

(保険料率)

第2条 平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第38条第1項第1号に掲げる者 38,400円

(2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 57,600円

(3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 57,600円

- (4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 69,100円
 - (5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 76,800円
 - (6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 92,100円
 - (7) 令第38条第1項第7号に掲げる者 99,800円
 - (8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 115,200円
 - (9) 令第38条第1項第9号に掲げる者 130,500円
- 2 平成30年度から平成32年度までの令第38条第1項第6号の基準所得金額は、令第38条第7項の規定に基づく介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。)第143条の規定にかかわらず、120万円とする。
- 3 平成30年度から平成32年度までの令第38条第1項第7号の基準所得金額は、令第38条第8項の規定に基づく施行規則第143条の2の規定にかかわらず、200万円とする。
- 4 平成30年度から平成32年度までの令第38条第1項第8号の基準所得金額は、令第38条第9項の規定に基づく施行規則第143条の3の規定にかかわらず、300万円とする。
- 5 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る第1項第1号に該当する者の平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、34,500円とする。

(普通徴収に係る納期)

第3条 普通徴収に係る保険料の納期(以下「納期」という。)は、次のとおりとする。

- 第1期 7月1日から同月31日まで
 - 第2期 8月1日から同月31日まで
 - 第3期 9月1日から同月30日まで
 - 第4期 11月1日から同月30日まで
 - 第5期 1月1日から同月31日まで
 - 第6期 2月1日から同月末日まで
- 2 前項の規定にかかわらず、同項の規定により納期とされる日が、日曜日若しくは土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日(以下「日曜日等」という。)に当たるときは、これらの日の直後の日曜日等以外の日を納期とする。
- 3 前項に規定する納期により難い第1号被保険者に係る納期は、市長が別に定めることができる。この場合において、市長は、当該第1号被保険者に対しその納期を通知しなければならない。

- 4 納期ごとの分割金額に100円未満の端数があるとき、又はその分割金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、すべて最初の納期に係る分割金額に合算するものとする。

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があつた場合)

第4条 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した場合における当該第1号被保険者に係る保険料の額の算定は、第1号被保険者資格を取得した日の属する月から月割りをもつて行う。

- 2 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を喪失した場合における当該被保険者に係る保険料の額の算定は、第1号被保険者の資格を喪失した日の属する月の前月まで月割りをもつて行う。

- 3 保険料の賦課期日後に令第38条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至つた者及び同号イ(1)に係る者を除く。)、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ又は第8号ロに該当するに至つた第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至つた日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至つた日の属する月から同項第1号から第8号までのいずれかに該当する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

- 4 前3項の規定により算定された当該年度における保険料の額に100円未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てるものとする。

(保険料の額の通知)

第5条 保険料の額が定まつたときは、市長は、速やかに、これを第1号被保険者に通知しなければならない。その額に変更があつたときも、同様とする。

(保険料の督促手数料)

第6条 保険料の督促手数料は、督促状1通につき100円とする。

(延滞金)

第7条 法第132条の規定により普通徴収に係る保険料の納付義務を負う者(以下「納付義務者」という。)は、納期限後にその保険料を納付する場合には、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額につき年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合をもつて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、延

滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその金額が1,000円未満であるときは、その端数又はその全額を切り捨ててのものとする。

- 2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(保険料の徴収猶予)

第8条 市長は、次の各号の一に該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、納付義務者の申請によつて、その納付することができないと認められる金額を限度として、6箇月以内の期間を限つて徴収猶予することができる。

(1) 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。

(2) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。

(3) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。

(4) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。

- 2 前項の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名、住所及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)

(2) 徴収猶予を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月

(3) 徴収猶予を必要とする理由

(保険料の減免)

第9条 市長は、次の各号の一に該当する者のうち必要があると認められるものに対し、保険料を減免する。

- (1) 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。
 - (2) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。
 - (3) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。
 - (4) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。
- 2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限前7日(災害その他の特別な事情があることにより、当該日までに申請書を提出することが著しく困難であると市長が認めた場合は、市長が別に定める日)までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払日前7日(災害その他の特別な事情があることにより、当該日までに申請書を提出することが著しく困難であると市長が認めた場合は、市長が別に定める日)までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。
- (1) 第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名、住所及び個人番号
 - (2) 減免を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月
 - (3) 減免を必要とする理由
- 3 第1項の規定によつて保険料の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。
- (保険料に関する申告)

第10条 第1号被保険者は、毎年度4月15日まで(保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した者は、当該資格を取得した日から15日以内)に、第1号被保険者本人の所得状況並びに当該者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の市民税の課税者の有無その他市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、第1号被保険者本人並びに当該者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の

前年中の所得につき地方税法(昭和25年法律第226号)第317条の2第1項の申告書(第1号被保険者本人並びに当該者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者のすべてが同項ただし書に規定する給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者である場合には、同法第317条の6第1項又は第3項の給与支払報告書又は公的年金等支払報告書)が市長に提出されている場合においては、この限りでない。

第4章 罰則

第11条 本市は、第1号被保険者が法第12条第1項本文の規定による届出をしないとき(同条第2項の規定により当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主から届出がなされたときを除く。)又は虚偽の届出をしたときは、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

第12条 本市は、法第30条第1項後段、法第31条第1項後段、法第34条第1項後段、法第35条第6項後段、法第66条第1項若しくは第2項又は法第68条第1項の規定により被保険者証の提出を求められてこれに応じない者に対し10万円以下の過料を科する。

第13条 本市は、被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであつた者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料を科する。

第14条 本市は、偽りその他不正の行為により保険料その他法の規定による徴収金(法第150条第1項に規定する納付金及び法第157条第1項に規定する延滞金を除く。)の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。

第15条 前4条の過料の額は、情状により、市長が定める。

2 前4条の過料を徴収する場合において発する納額告知者に指定すべき納期限は、その発布の日から起算して10日以上を経過した日とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(平成12年度及び平成13年度における保険料率の特例)

第2条 平成12年度における保険料率は、第2条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 令第38条第1項第1号に掲げる者 3,900円

(2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 5,850円

- (3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 7,800円
- (4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 9,750円
- (5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 11,700円

2 平成13年度における保険料率は、第2条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 令第38条第1項第1号に掲げる者 11,700円
- (2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 17,550円
- (3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 23,400円
- (4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 29,250円
- (5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 35,100円

(平成12年度及び平成13年度における普通徴収の納期の特例)

第3条 平成12年度の普通徴収に係る保険料の納期は、第3条第1項の規定に関わらず、次のとおりとする。

第1期 11月1日から同月30日まで

第2期 1月1日から同月31日まで

第3期 2月1日から同月28日まで

2 平成12年度において第3条第2項の規定を適用する場合には、同項中「別に定めることができる。」とあるのは「10月1日以後において別に定める時期とすることができる。」とする。

3 平成13年度においては、第4期、第5期及び第6期の納期に納付すべき保険料額は、第1期、第2期及び第3期の納期に納付すべき保険料額に2を乗じて得た額とすることを基本とする。

(平成12年度及び平成13年度における普通徴収の特例)

第4条 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得又は喪失した場合における当該第1号被保険者に係る保険料の額は、第4条第1項及び第2項の規定にかかわらず、平成12年度においては、平成12年度を通じて被保険者資格を有したとした場合の保険料額(次条において「平成12年度通年保険料額」という。)を6で除して得た額に、平成12年10月から平成13年3月までの間において被保険者資格を有する月数(当該被保険者資格を取得した日が属する月を含み、当該被保険者資格を喪失した日が属する月を除く。以下この条において同じ。)を乗じて得た額とし、平成13年度においては、次の各号に掲げる額の合算額とする。

- (1) 平成13年度を通じて被保険者資格を有したとした場合の保険料額(以下「平成13年度
 通年保険料額」という。)を18で除して得た額に、平成13年4月から同年9月までの間に
 において被保険者資格を有する月数を乗じて得た額
- (2) 平成13年度通年保険料額を9で除して得た額に、平成13年10月から平成14年3月まで
 の間において被保険者資格を有する月数を乗じて得た額

第5条 保険料の賦課期日後に令第38条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給
 権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。以下この条において同じ。)、ロ及びハ、
 第2号ロ、第3号ロ又は第4号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料額は、第4
 条第3項の規定にかかわらず、平成12年度及び平成13年度においては、次の各号に掲げる
 区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 当該該当するに至った日が、平成12年4月1日から同年10月31日までの間である場合
 該当するに至った令第38条第1項第1号から第4号までのいずれかに規定する者として支
 払うべき平成12年度通年保険料額
- (2) 当該該当するに至った日が、平成12年11月1日から平成13年3月31日までの間である
 場合 令第38条第1項第1号イ、ロ及びハ、第2号ロ、第3号ロ又は第4号ロに該当しなかつ
 ったとした場合の平成12年度通年保険料額を6で除して得た額に平成12年10月から当該
 該当するに至った日が属する月の前月までの月数を乗じて得た額並びに該当するに至
 った令第38条第1項第1号から第4号までのいずれかに規定する者として支払うべき平成
 12年度通年保険料額を6で除して得た額に当該該当するに至った日が属する月から平成
 13年3月までの月数を乗じて得た額の合算額
- (3) 当該該当するに至った日が、平成13年4月1日から同年9月30日までの間である場合
 令第38条第1項第1号イ、ロ及びハ、第2号ロ、第3号ロ又は第4号ロに該当しなかつた
 とした場合の平成13年度通年保険料額を18で除して得た額に平成13年4月から当該該当す
 るに至った日が属する月の前月までの月数を乗じて得た額、該当するに至った令第38
 条第1項第1号から第4号までのいずれかに規定する者として支払うべき平成13年度通年
 保険料額を18で除して得た額に当該該当するに至った日が属する月から平成13年9月ま
 での月数を乗じて得た額並びに該当するに至った令第38条第1項第1号から第4号までの
 いずれかに規定する者として支払うべき平成13年度通年保険料額に3分の2を乗じて得
 た額の合算額
- (4) 当該該当するに至った日が、平成13年10月中である場合 令第38条第1項第1号イ、
 ロ及びハ、第2号ロ、第3号ロ又は第4号ロに該当しなかつたとした場合の平成13年度通

年保険料額を3で除して得た額並びに該当するに至った令第38条第1項第1号から第4号までのいずれかに規定する者として支払うべき平成13年度通年保険料額に3分の2を乗じて得た額の合算額

- (5) 当該該当するに至った日が、平成13年11月1日から平成14年3月31日までの間である場合 令第38条第1項第1号イ、ロ及びハ、第2号ロ、第3号ロ又は第4号ロに該当しなかつたとした場合の平成13年度通年保険料額を3で除して得た額、令第38条第1項第1号イ、ロ及びハ、第2号ロ、第3号ロ又は第4号ロに該当しなかつたとした場合の平成13年度通年保険料額を9で除して得た額に平成13年10月から当該該当するに至った日が属する月の前月までの月数を乗じて得た額並びに該当するに至った令第38条第1項第1号から第4号までのいずれかに規定する者として支払うべき平成13年度通年保険料額を9で除して得た額に当該該当するに至った日が属する月から平成14年3月までの月数を乗じて得た額の合算額

(延滞金の割合の特例)

第6条 当分の間、第7条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

(経過措置)

第7条 この条例による改正後の珠州市介護保険条例第2条の規定は、平成15年度以降の年度分の保険料から適用し、平成14年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

(平成18年度における保険料率の特例)

第8条 介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令(平成18年政令第28号)附則第4条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成18年度の保険料率は、第2条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 第2条第4号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成18年度分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市民税(同法第328条の規定によつて課する所得割を除く。以下同じ。)が課されていないものとした場合、第2条第1号に該当するもの 44,100円
- (2) 第2条第4号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成18年度分の地方税法の規定による市民税が課されていないものとした場合、第2条第2号に該当するもの 47,000円
- (3) 第2条第4号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成18年度分の地方税法の規定による市民税が課されていないものとした場合、第2条第3号に該当するもの 51,100円
- (4) 第2条第5号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(地方税法等の一部を改正する法律(平成17年法律第5号)附則第6条第2項の適用を受けるもの(以下この条において「第2項経過措置対象者」という。)に限る。)が平成18年度分の地方税法の規定による市民税が課されていないものとした場合、第2条第1号に該当するもの 51,100円
- (5) 第2条第5号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(第2項経過措置対象者に限る。)が平成18年度分の地方税法の規定による市民税が課されていないものとした場合、第2条第2号に該当するもの 54,000円
- (6) 第2条第5号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(第2項経過措置対象者に限る。)が平成18年度分の地方税法の規定による市民税が課されていないものとした場合、第2条第3号に該当するもの 58,800円
- (7) 第2条第5号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(第2項経過措置対象者に限る。)が平成18年度分の地方税法の規定による市民税が課されていないものとした場合、第2条第4号に該当するもの 65,800円

(法附則第14条に規定する介護予防・日常生活支援総合事業に関する経過措置)

第9条 法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間には行わず、平成29年4月1日から行うものとする。

附 則(平成13年条例第10号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成15年条例第7号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成16年条例第18号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年10月1日から施行する。
(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年珠洲市条例第30号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成18年条例第10号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の珠洲市介護保険条例第2条及び附則第8条の規定は、平成18年度以降の年度分の保険料から適用し、平成17年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附 則(平成21年条例第7号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の珠洲市介護保険条例第2条の規定は、平成21年度以降の年度分の保険料から適用し、平成20年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附 則(平成24年条例第16号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の珠洲市介護保険条例第2条の規定は、平成24年度以降の年度分の保険料から適用し、平成23年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附 則(平成25年条例第25号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の珠洲市税外収入金の督促、延滞金の徴収及び滞納処分に関する条例並びに珠洲市介護保険条例の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

附 則(平成27年条例第6号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の珠洲市介護保険条例第2条及び第4条第3項の規定は、平成27年度以後の年度分の保険料について適用し、平成26年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則(平成27年条例第26号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の規定による改正後の珠洲市介護保険条例(以下「新条例」という。)第8条第2項第1号及び第9条第2項第1号の規定は、この条例の施行の日以後に提出する新条例第8条第2項及び第9条第2項に規定する申請について適用し、同日前に提出したこの条例による改正前の同条例第8条第2項及び第9条第2項に規定する申請については、なお従前の例による。

附 則(平成30年条例第7号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の珠洲市介護保険条例第2条及び第13条の規定は、平成30年度以後の年度分の保険料について適用し、平成29年度分までの保険料については、なお従前の例による。

○珠洲市介護保険事業計画、地域包括支援センター及び地域密着型サービス等運営委員会
設置要綱

平成 10 年 9 月 29 日

告示第 45 号

(設置の目的)

第 1 条 本市における介護保健事業の円滑な実施を図り、珠洲市介護保険事業計画及び珠洲市老人保健福祉計画(以下「介護保険事業計画等」という。)の策定並びに地域密着型サービスの運営に関し必要な検討を行うため、珠洲市介護保険事業計画、地域包括支援センター及び地域密着型サービス等運営委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、前条の目的を達成するため次に掲げる事項について事務を行う。

(1) 介護保険法(平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。)第 78 条の 2 第 6 項及び法第 115 条の 11 第 4 項の規定に基づき、地域密着型サービス事業者及び地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する意見をまとめること。

(2) 法第 115 条の 39 に規定する地域包括支援センター(以下この号において、「センター」という。)の公正で中立的な運営を図るため次に掲げる事項を審議すること。

ア センターの設置に関すること。

イ センターの運営評価に関すること。

ウ 地域における介護保険以外のサービスとの連携を図ること。

エ その他センターの運営に関し、必要なこと。

(3) 法第 117 条第 1 項の規定に基づく介護保険事業計画の策定及び検討に関する意見をまとめること。

(4) その他介護保険事業計画等の策定に必要な事項に関すること。

(委員の構成)

第 3 条 委員会は、委員 25 人以下をもつて構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 福祉関係者の代表

(3) 保健・医療関係者の代表

(4) 被保険者の代表

(5) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年。ただし、関係機関の役職等をもつて委嘱された者にあつては、その職にある任期までとし、後任者の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

(意見の聴取)

第7条 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(事務局)

第8条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成11年告示第18号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成12年告示第24—2号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成13年告示第15号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成18年告示第19号)

この告示は、公表の日から施行する。ただし、第8条の改正規定は、平成18年4月1日から施行する。

○珠洲市介護保険事業計画運営委員会委員名簿

(兼)地域包括支援センター及び地域密着型サービス等運営委員会委員名簿

●学識経験者		
珠洲市議会教育民生常任委員会委員長		番 匠 雅 典
珠洲市区長会連合会副会長		高 橋 昭 市
珠洲市婦人団体協議会会長	副委員長	中 板 睦 子
珠洲市老人クラブ連合会会長		上 田 幸 雄
珠洲青年会議所専務理事		寺 井 隆 史
●福祉関係者		
珠洲市社会福祉協議会会長		乙 谷 衛 一
社会福祉法人長寿会 特別養護老人ホーム長寿園施設長		橋 本 淳
珠洲市民生委員児童委員協議会会長		若 山 博 行
珠洲市身体障害者福祉協議会会長		島 中 利 雄
珠洲市老人保健ビジター会会長		新 出 好 子
●保健・医療関係者		
能登北部医師会珠洲地区理事	委員長	四 十 住 伸 一
石川県歯科医師会珠洲鳳珠支部副会長		中 谷 静 子
石川県能登北部保健福祉センター企画調整課長		今 井 貴 子
●被保険者代表		
市民代表		今 谷 清 恵
市民代表		加 藤 美 紀
●市代表		
珠洲市副市長		橋 本 良 助
珠洲市総合病院院長		浜 田 秀 剛

平成 29 年 10 月現在

○介護保険法の基本用語

【介護保険事業計画】

市町村は厚生労働大臣の定める介護保険の基本指針に沿って被保険者の意見を反映させるために必要な措置を講じた上で、3年を一期とする計画を作成しなければなりません。計画には地域の要介護者の人数・介護サービスの種類ごとの量の見込み・当該見込み量の確保のための方策等を定める必要があります。

【介護保険施設】

指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設および指定介護療養型医療施設です。

【介護老人福祉施設】

特別養護老人ホームであって、当該特別養護老人ホームに入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理および療養上の世話を行なうことを目的とする施設をいいます。また「介護福祉施設サービス」とは、介護老人福祉施設に入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて行なわれる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理および療養上の世話を行います。

【介護老人保健施設】

要介護者（その治療の必要の程度につき厚生労働省令で定めるものに限る）に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護および機能訓練、その他必要な医療ならびに日常生活上の世話を行なうことを目的とする施設として、都道府県知事の許可を受けたものをいいます。また「介護保健施設サービス」とは、介護老人保健施設に入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護および機能訓練、その他必要な医療ならびに日常生活上の世話を行います。

【介護療養型医療施設】

療養型病床群等（療養型病床群または都道府県知事の許可を受けた病院その他のこれに準ずる病院であって、政令で定める病所のうち認知症の状態にある要介護者の心身の特性に応じた適切な看護が行なわれるものとして政令で定めるものをいう）を有する病院または診療所であって、当該療養型病床群等（当該療養型病床群のうちその治療の必要の程度につき厚生労働省令で定めるものに限る）に対し、施設サービス計画に基づい

て、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話および機能訓練、その他必要な医療を行なうことを目的とする施設をいいます。また「介護療養施設サービス」とは、介護療養型医療施設の療養型病床群等に入院する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話および機能訓練、その他必要な医療を行います。

【介護予防・日常生活支援総合事業】

65歳以上の人を対象とした、市区町村が行う介護予防事業です。要介護認定を受けた人や、市区町村が行っている基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた人が利用できる「介護予防・生活支援サービス事業」と、65歳以上のすべての人が利用できる「一般介護予防事業」があります。

【居住費(介護保険における居住費)】

特別養護老人ホーム・介護老人保健施設、介護療養型医療施設に入所した場合に、1割負担とは別に徴収される費用の一つです。内訳は、施設利用代(減価償却費)及び光熱水費に相当する費用で、所得によって入所者の負担額は異なります。平成17年10月から導入されました。

【居宅介護支援】

居宅要介護者等が、指定居宅サービスまたは特定居宅介護サービス費もしくは特例居宅支援サービス費に係る居宅サービスもしくはこれに相当するサービスおよびその他の居宅において日常生活を営むために必要な保健医療サービスまたは福祉サービス(以下この項において「指定居宅サービス等」という)の適切な利用等を行うことができるよう、当該居宅要介護者等の依頼を受けて、その心身の状況、その置かれている環境、当該居宅要介護者等およびその家族の希望等を勘案し、利用する指定居宅サービス等の種類および内容、これを担当する者その他厚生労働省令で定める事項を含めた計画(以下この項において「居宅サービス計画」という)を作成します。また、当該居宅サービス計画に基づく指定居宅サービス等の提供が確保されるよう、指定居宅サービス事業者その他の者との連絡調整その他の便宜の提供を行い、当該居宅要介護者等が介護保険施設への入所を要する場合にあっては、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

【居宅介護支援事業者】

ケアプランの作成や各種連絡調整・手続きを担う、都道府県から指定を受けた事業者です。ケアマネジャーが勤務しています。

【居宅サービス】

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護および福祉用具貸与、特定福祉用具販売をいいます。

【居宅療養管理指導】

居宅要介護者等について、病院、診療所または薬局の医師、歯科医師、薬剤師その他の厚生労働省令で定める者により行なわれる療養上の管理および指導であって、厚生労働省令で定めるものをいいます。

【ケアプラン】

要介護者・要支援者の心身の状況、その置かれている環境、本人・家族の希望などを勘案し、どのような介護サービスをいつ、どれだけ利用するかを書面にまとめたものです。ケアプランはサービスを受ける前に作成します。ケアプランを作成しないでサービスを受けることもできますが、サービス料金を、いったん全額自己負担となります。ケアプランはケアマネジャーに作成を依頼することができます。

【ケアマネジャー（介護支援専門員）】

利用者やご家族からの相談に応じ、適切なサービスを利用できるようにケアプランを作成したり、各種連絡調整や手続きを行ったりする専門職です。

【高額介護サービス費】

介護保険でサービスを利用された方の1か月の利用者負担額合計が一定の限度額を超えたときに、その超過分が介護保険から支払い戻される制度です。限度額は所得によって三段階に区分されています。なお、施設における食費・居住費、福祉用具購入、住宅改修の自己負担は対象外となっています。

【高額医療合算介護サービス費】

介護保険の利用者負担額と医療保険・長寿医療の一部負担金等の合計額が高額となったとき、高額医療合算介護サービス費が支給されます。7月31日時点での医療保険・長寿医療の世帯で合算し、所得区分に応じた限度額を超えた分が払い戻されます。

【財産管理委任契約】

財産管理委任契約とは、自分の財産の管理やその他の生活上の事務の全部または一部について、代理権を与える人を選んで具体的な管理内容を決めて委任するものです。

任意代理契約とも呼ばれ、民法上の委任契約の規定に基づきます。財産管理委任契約は、当事者間の合意のみで効力が生じ、内容も自由に定めることができます。

【施設サービス】

介護福祉施設サービス、介護保健施設サービスおよび介護療養施設サービスをいい、「施設サービス計画」とは、介護老人福祉施設、介護老人保健施設または介護療養型医療施設に入所している要介護者について、これらの施設が提供する者その他の厚生労働省令で定める事項を定めた計画をいいます。

【指定事業者】

都道府県知事の指定を受けている介護サービス事業者のことです（地域密着型サービスの場合は市町村長による指定）。介護保険では1割負担でサービスを受けることができますが、それはこの「指定」を受けている事業者が対象となります。それ以外の事業者のサービスは全額自己負担となります。

【社会福祉協議会】

民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織で、昭和26年（1951年）に制定された社会福祉事業法（現在の「社会福祉法」）に基づき、設置されています。社会福祉協議会は、それぞれの都道府県、市区町村で、地域に暮らす住民のほか、民生委員・児童委員、社会福祉施設・社会福祉法人等の社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、地域の人びとが住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現を目指し活動しています。

【食費（介護保険における食費）】

特別養護老人ホーム・介護老人保健施設、介護療養型医療施設に入所した場合に、1割負担とは別に、居住費とともに徴収される費用の一つです。内訳は、食材料費＋調理コスト相当分であり、所得によって入所者の負担額は異なります。平成17年9月までは食材料費分についてのみ徴収されていたものですが、平成17年10月からは調理コスト相当分も徴収されるようになりました。

【珠洲市住生活基本計画】

今後の珠洲市の住宅政策を計画的かつ総合的に推進するため、住生活の安定および質の向上のための基本理念および目標、推進すべき施策、目標値などを定めるものです。計画期間は平成24年度から平成33年度までの10年間です。

【生活・介護支援サポーター】

日常生活の延長での見守り、目配り、声かけ等の見守りをし、行政や民生委員に連絡、相談してくれる人をいいます。生活・介護支援サポーター養成事業は、地域の高齢者の個別の生活ニーズに応える仕組みを安定的・継続的に構築するため、市民の主体性に基づいて運営される新たな住民参加サービスの担い手を養成し、地域で高齢者の生活を支えるシステムを構築することを目的として定められました。

【成年後見制度】

精神上的の障害（知的障害、精神障害、痴呆など）により判断能力が十分でない方が不利益を被らないように家庭裁判所に申立てをして、その方を援助してくれる人を付けてもらう制度です。具体的な支援内容は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をすることなどが挙げられます。

【短期入所生活介護】

居宅要介護者等について、厚生労働省令で定める施設または老人短期入所施設に短期入所させ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話および機能訓練を行ないます。

【短期入所療養介護】

居宅要介護者等（主治の医師がその治療の必要の程度につき厚生労働省令で定める基準に適合していると認めたものに限る）について、介護老人保健施設、介護療養型医療施設その他の厚生労働省令で定める施設に短期入所させ、当該施設において看護、医学的管理の下における介護および機能訓練その他必要な医療ならびに日常生活上の世話を行ないます。

【地域支援事業】

できるだけ地域住民が要介護・要支援とならないように、要介護・要支援となっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、市区町村が主体となって支援する事業のことです。▽「要介護・要支援になるおそれのある方」への介護予防のプログラムの提供▽年1回の健診等を通じて要介護・要支援になるおそれがないかどうかの定期的なチェック▽虐待防止・早期発見を含む権利擁護や総合相談・介護以外の生活支援サービスとの調整などが行われます。事業実施の拠点は「地域包括支援センター」です。

【地域福祉計画】

地域の高齢者、障害者、子育て家庭など支援を必要としている市民を地域全体で支え、誰もが住み慣れた地域でその人らしい自立した生活が送れるようなしくみを作るものです。地域福祉計画は、平成12年6月の社会福祉事業法等の改正により、社会福祉法に新たに規定された事項であり、市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画からなります。地域福祉計画の策定は、各地方自治体が主体的に取り組むこととなっており、地域住民の意見を十分に反映させながら策定する計画であり、今後の地域福祉を総合的に推進する上で大きな柱になるものです。

【地域包括ケアシステム】

団塊世代が75歳以上となる平成37(2025)年に向け、重度な要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるように、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供されるしくみです。

【地域包括支援センター】

高齢者の生活を総合的に支えていくことを目的に、平成18年度から新設された拠点です。保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー等が中心となって、「介護予防に関するマネジメント」「権利擁護」「総合的な相談・支援」「ケアマネジャーへの支援」などを行うものです。

【地域密着型介護老人福祉施設】

今後増加が見込まれる認知症高齢者や中重度の要介護者に対応するため、平成18年4月からの介護保険制度改正に伴って導入された地域密着型サービスの一つで、定員が29名以下という小規模な特別養護老人ホームです。原則として施設が所在する市町村ら居住する要介護者を対象として、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、健康管理等を提供します。

【地域密着型サービス】

要介護状態となっても（認知症や一人住まいであっても）、できる限り住み慣れた地域で生活が継続できるように支援するサービスの体系です。地域密着型サービスは、原則として、住んでいる市区町村内にあるサービスだけを利用できることとなっています（他市町村で提供されているサービスは、原則として利用できません）。

●小規模多機能型居宅介護

居宅要介護者について、その者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その者の選択に基づき、その者の居宅において、又は厚生労働省令で定める

サービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能訓練を行うことをいいます。

●夜間対応型訪問介護

居宅要介護者について、夜間において、定期的な巡回訪問により、又は通報を受け、その者の居宅において介護福祉士その他第二項の政令で定める者により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話を行うことをいいます。

●認知症対応型通所介護

居宅要介護者であって、脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態（以下「認知症」という）であるものについて、老人福祉法第五条の二第三項の厚生労働省令で定める施設又は同法第二十条の二の二に規定する老人デイサービスセンターに通わせ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能訓練を行うことをいいます。

●認知症対応型共同生活介護

要介護者であって認知症であるもの（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く）について、その共同生活を営むべき住居において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことをいいます。

●地域密着型特定施設入居者生活介護

有料老人ホームその他第十一項の厚生労働省令で定める施設であって、その入居者が要介護者、その配偶者その他厚生労働省令で定める者に限られるもの（以下「介護専用型特定施設」という）のうち、その入居定員が二十九人以下であるもの（以下この項において「地域密着型特定施設」という）に入居している要介護者について、当該地域密着型特定施設が提供するサービスの内容、これを担当する者、その他厚生労働省令で定める事項を定めた計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能訓練及び療養上の世話を行うことをいいます。

●看護小規模多機能型居宅介護（旧：複合型サービス）

医療ニーズのある中重度の要介護者が地域での療養生活を継続できるよう、「通い」「泊まり」「訪問看護」「訪問介護」を組み合わせたサービス提供により、利用者や家族への支援の充実を図るサービスです。

【通所介護】

居宅要介護者等について、厚生労働省令で定める施設または老人デイサービスセンターに通わせ、当該施設において入浴および食事の提供（これらに伴う介護を含む）その他の日常生活上の世話であって、厚生労働省令で定めるものならびに機能訓練を行なうことをいいます。

【通所リハビリテーション】

居宅要介護者等（主治の医師がその治療の必要の程度につき厚生労働省令で定める基準に適合していると認めたものに限る）について、介護老人保健施設、病院、診療所その他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、当該施設において、その心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行なわれる理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行なうことをいいます。

【二次予防事業対象者】

要支援・要介護になるおそれのある高齢者のことを指します。毎年健診とあわせて実施される生活機能評価で、“要支援・要介護になるおそれがある”と認められれば「二次予防事業対象者」となります。また、要介護認定で「非該当」（自立）という結果であった方は生活機能評価を受けることとなっており、ここで“要支援・要介護になるおそれのある”と認められれば「二次予防事業対象者」となります。本人や家族が地域包括支援センター等に相談して、生活機能評価を受けることもできます。特定高齢者と認められれば、市区町村の「介護予防プログラム」を受けることができます。

【特定施設入居者生活介護】

有料老人ホームその他の厚生労働省令で定める施設（以下この項において「特定施設」という）に入居している要介護者等について、当該特定施設が提供するサービスの内容、これを担当する者その他厚生労働省令で定める事項を定めた計画に基づき行なわれる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって、厚生労働省令で定めるもの、機能訓練および療養上の世話を行うことをいいます。

【特定疾病】

初老期の認知症、脳血管疾患など加齢に伴う老化が原因とされる病気のこと、以下に掲げるように 16 疾病あります。

- 筋萎縮性側索硬化症
- 後縦靭帯骨化症
- 骨折を伴う骨粗鬆症
- 多系統萎縮症
- 初老期における認知症（アルツハイマー病、脳血管性認知症等）
- 脊髄小

脳変性症 ● 脊柱管狭窄症 ● 早老症（ウエルナー症候群） ● 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症 ● 脳血管疾患 ● パーキンソン病関連疾患 ● 閉塞性動脈硬化症 ● 関節リウマチ ● 慢性閉塞性肺疾患 ● 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症 ● 末期がん

【特別徴収】

保険料の支払い方法の一つです。年金から介護保険料を「天引き」で徴収するもので、年金額が年額 18 万円以上の方は、この「特別徴収」の対象となります。（振り込まれる年金額は、介護保険料控除後の額となります。）

【福祉サービス利用支援事業】

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な方が、地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うものです。窓口は市町村の社会福祉協議会であり、利用希望者は、実施主体に対して申請（相談）を行い、実施主体は、利用希望者の生活状況や希望する援助内容を確認します。利用希望者が本事業の対象者の要件に該当すると判断した場合には、利用希望者の意向を確認しつつ、援助内容や実施頻度等の具体的な支援を決める「支援計画」を策定し、契約が締結されます。なお、支援計画は、利用者の必要とする援助内容や判断能力の変化等利用者の状況を踏まえ、定期的に見直されます。

【認知症サポーター】

認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者として日常生活の中での支援をしていただく方です。平成 17 年度から、厚生労働省では、「認知症を知り地域をつくる 10 カ年」キャンペーンを開始しており、「認知症サポーター」を増やし、認知症になっても安心して暮らせるまちを市民の手によってつくって行くことを目指しています。認知症サポーター養成講座を受けた人を「認知症サポーター」と呼び、オレンジ色のリストバンドがサポーターの印です。

【認知症対応型共同生活介護】

要介護者であって認知症の状態にある者（当該認知症に伴って著しい精神症状を呈する者および当該認知症に伴って著しい行動異常がある者ならびにその者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く）について、その共同生活を営むべき住居において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話および機能訓練を行なうことをいいます。

【福祉用具貸与】

居宅要介護者等について行なわれる福祉用具（心身の機能が低下し日常生活を営むことに支障がある要介護者等の日常生活上の便宜を図るための用具および要介護者等の機能訓練のための用具であって、要介護者等の日常生活の自立を助けるためのものという）のうち厚生労働大臣が定めるものの貸与をいいます。

【普通徴収】

保険料の支払い方法の一つです。市区町村発行の納付書によって金融機関等で納めたり、口座振替で納めたりするものです。年金額が年額 18 万円未満の方は、この「普通徴収」の対象となります。

【訪問介護】

要介護者または要支援者（以下「要介護者等」という）であって、居宅（軽費老人ホーム、有料老人ホームその他の厚生労働省令で定める施設における居室を含む）において介護を受ける者（以下「居宅介護者等」という）について、その者の居宅において介護福祉士その他厚生労働省令で定める者により行なわれる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって、厚生労働省令で定めるものをいいます。

【訪問看護】

居宅要介護者等（主治の医師がその治療の必要の程度につき厚生労働省令で定める基準に適合していると認めたものに限る）について、その者の居宅において看護婦その他厚生労働省令で定める者により行なわれる療養上の世話または必要な診療の補助を行います。

【訪問入浴介護】

居宅要介護者等について、その者の居宅を訪問し、浴槽を提供して行なわれる入浴の介護を行います。

【訪問リハビリテーション】

居宅要介護者等（主治の医師がその治療の必要の程度につき厚生労働省令で定める基準に適合していると認めたものに限る）について、その者の居宅において、その心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行なわれる理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーションを行います。

【要介護者】

次のいずれかに該当する者をいいます。

1. 要介護状態である 65 歳以上の者
2. 要介護状態にある 40 歳以上 65 歳未満の者であって、その要介護状態の原因である身体上または精神上的の障害が加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病であって政令で定めるもの（以下「特定疾病」という）によって生じたものであるもの

【要介護状態】

身体上または精神上的の障害があるために、入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部または一部について、厚生労働省令で定める期間にわたり継続して、常時介護を要すると見込まれる状態であって、その介護の必要の程度に応じて厚生労働省令で定める区分のいずれかに該当するものをいいます。

【要介護状態となるおそれある状態】

身体上または精神上的の障害があるために、厚生労働省令で定める期間にわたり継続して、日常生活を営むのに支障があると見込まれる状態であって、要介護状態以外の状態をいいます。

【要介護認定】

介護保険によるサービスを希望する被保険者に対し、介護が必要であるかどうか、どの程度必要であるかを判定するものです。

【要支援者】

次のいずれかに該当する者をいいます。

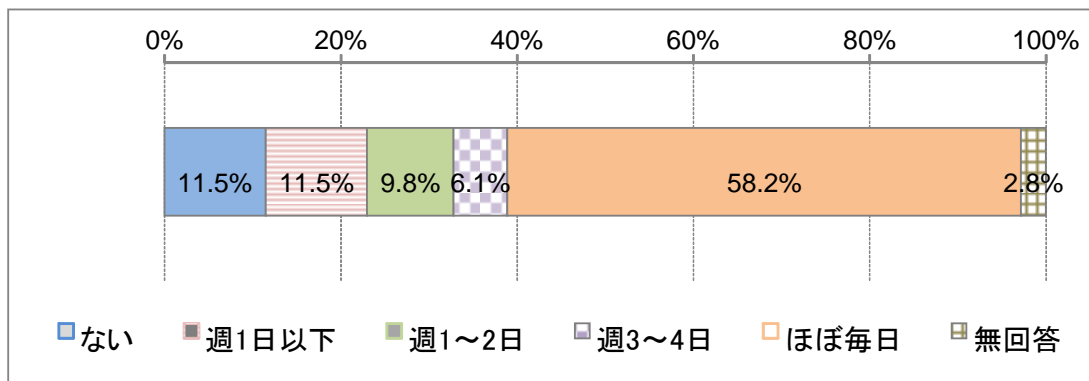
1. 要介護状態となるおそれがある状態にある 65 歳以上の者
2. 要介護状態となるおそれがある状態にある 40 歳以上 65 歳未満の者であって、その要介護状態の原因である身体上または精神上的の障害が特定疾病によって生じたものであるもの

1 在宅介護実態調査アンケート

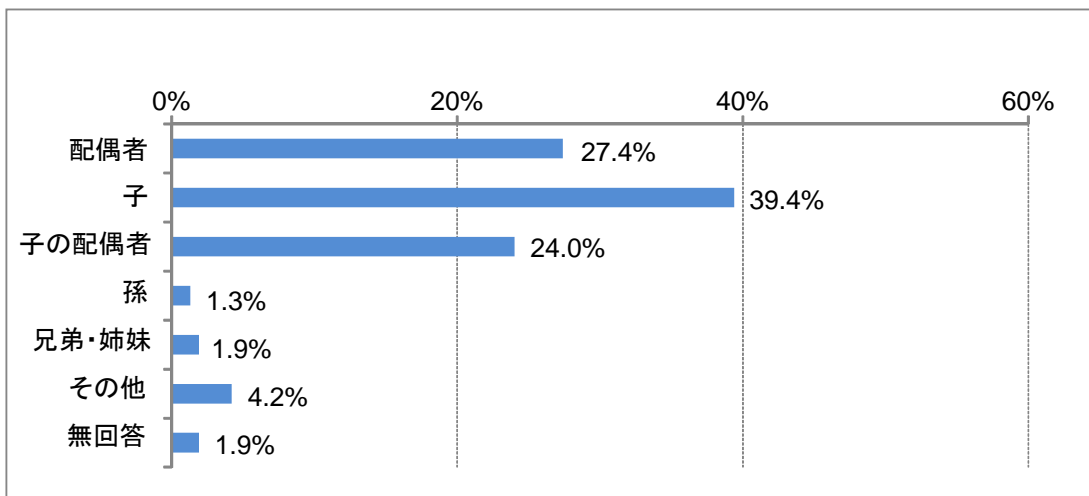
「在宅介護実態調査」は、第7期介護保険事業計画の策定において、これまでの「地域包括ケアシステムの構築」という観点に加え、「介護離職をなくしていくためにはどのようなサービスが必要か」といった観点を盛り込むため、「高齢者等の適切な在宅生活の継続」と「家族等介護者の就労継続」の実現に向けた介護サービスの在り方を検討することを目的として、主に在宅で要支援・要介護認定を受けている方を対象として調査を実施しました。

対象者	656人（要支援・要介護認定を受けている在宅生活の高齢者）
回答者数	572件（回収率87.2%）
調査方法	調査員による聞き取り調査 郵送による調査（接続方式）
調査期間	平成28年10月から平成29年4月

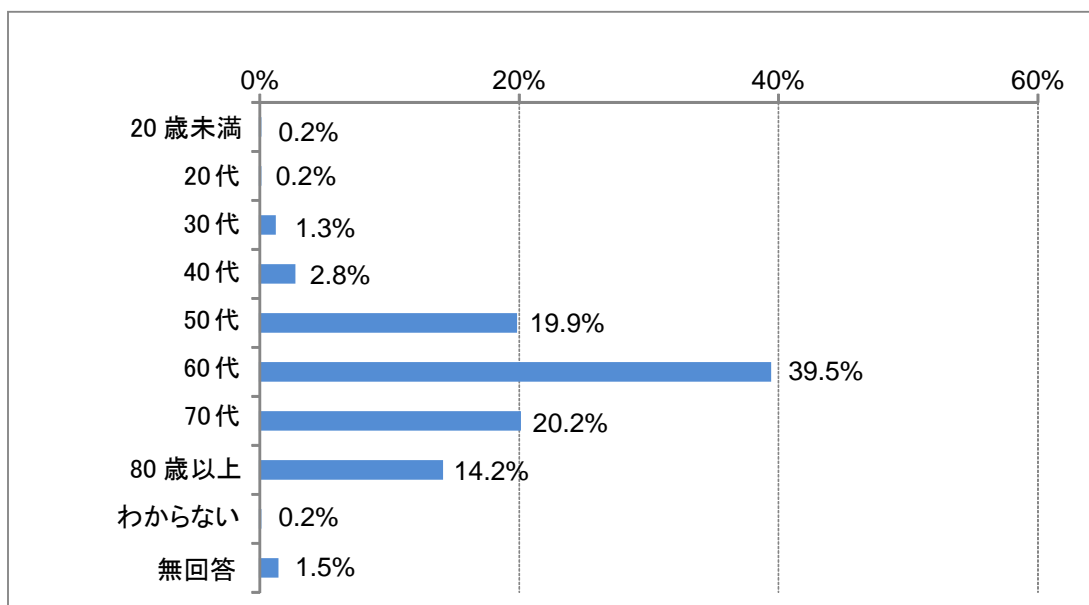
I. 家族等による介護の頻度



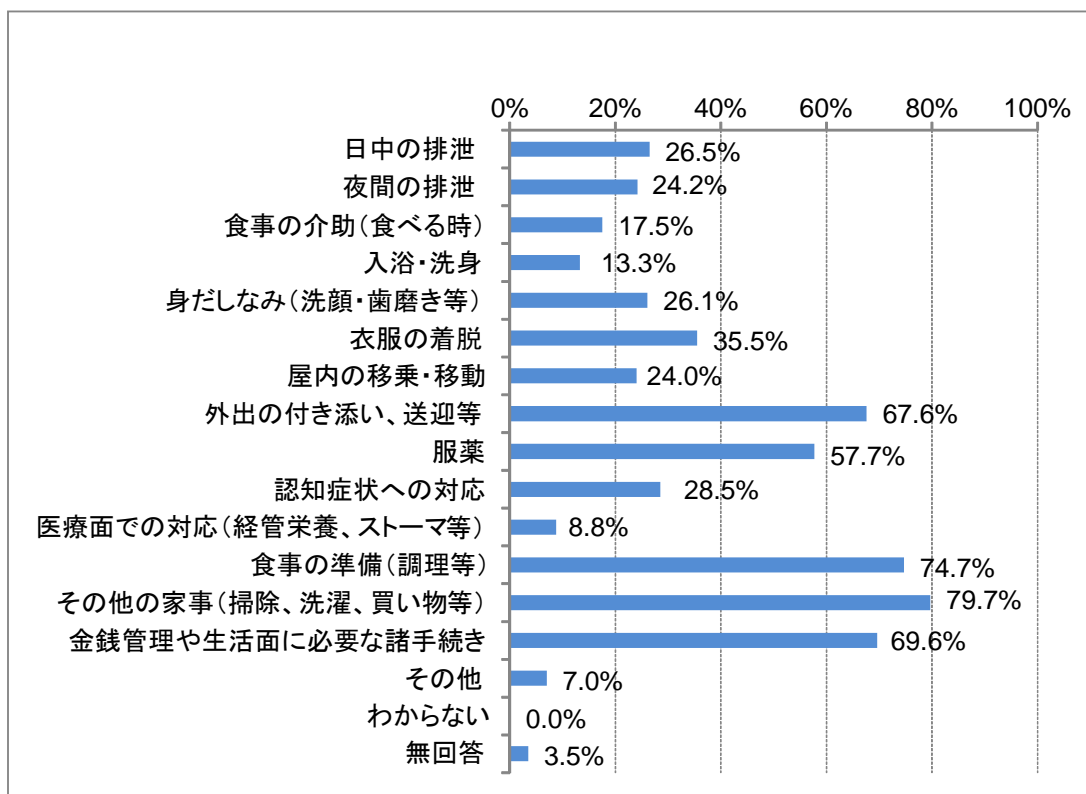
Ⅱ. 主な介護者の本人との関係



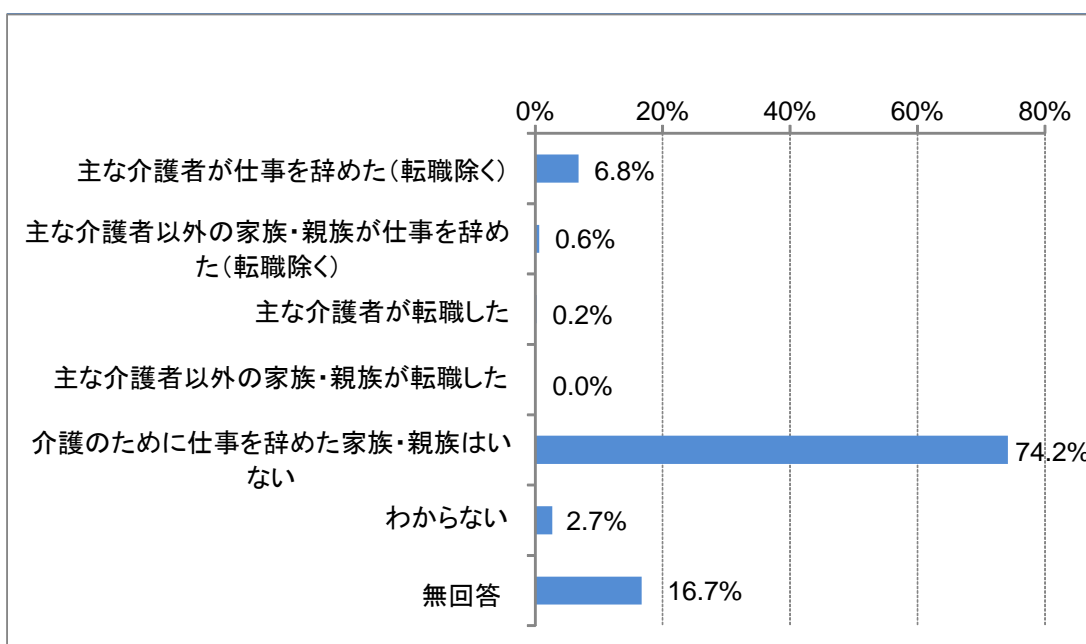
Ⅲ. 主な介護者の年齢



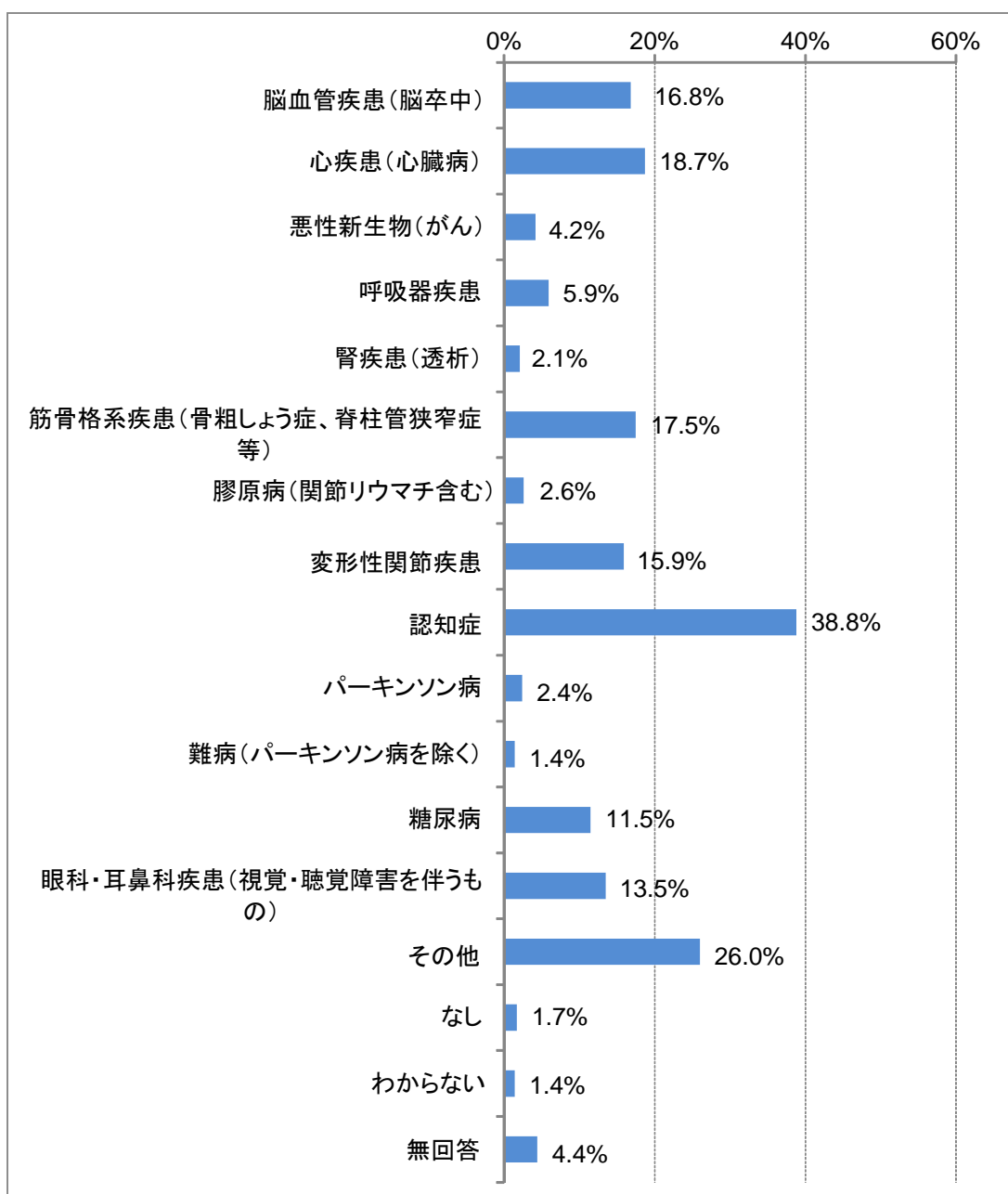
IV. 主な介護者が行っている介護（複数回答）



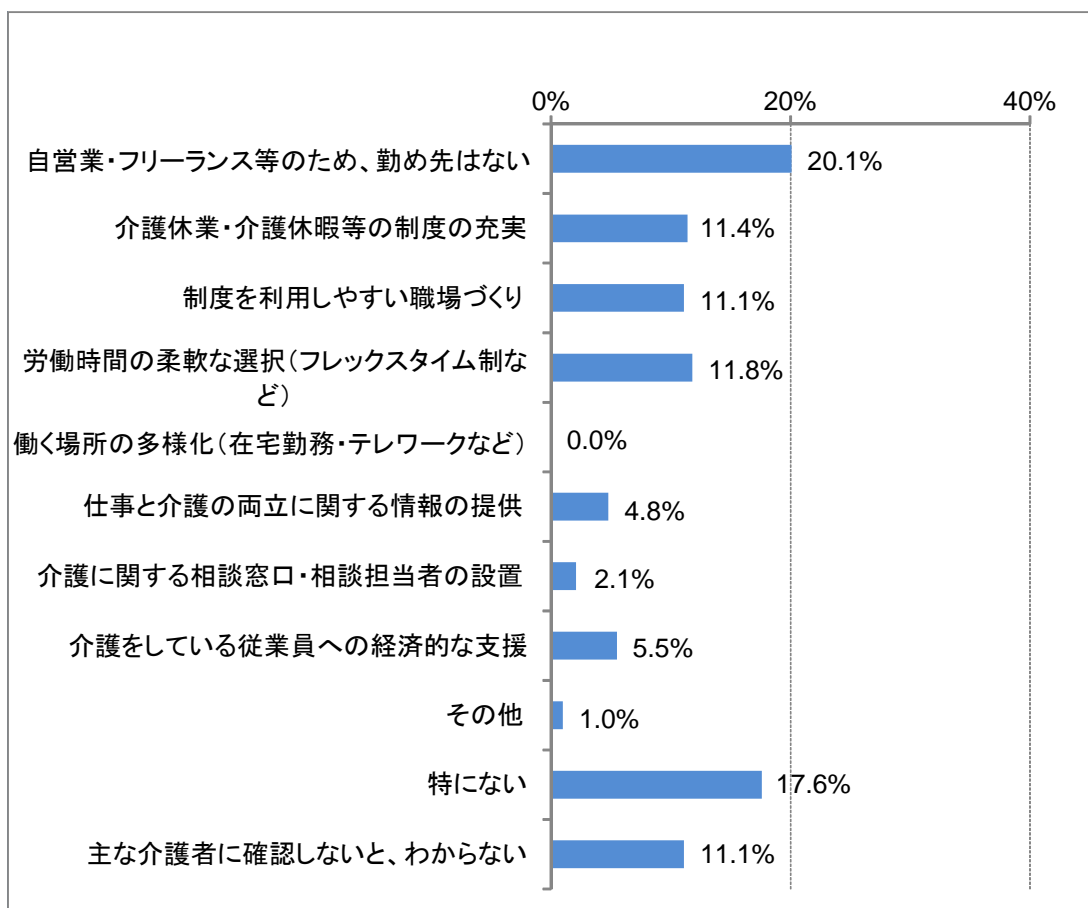
V. 介護のための離職の有無（複数回答）



VI. 本人が抱えている傷病（複数回答）

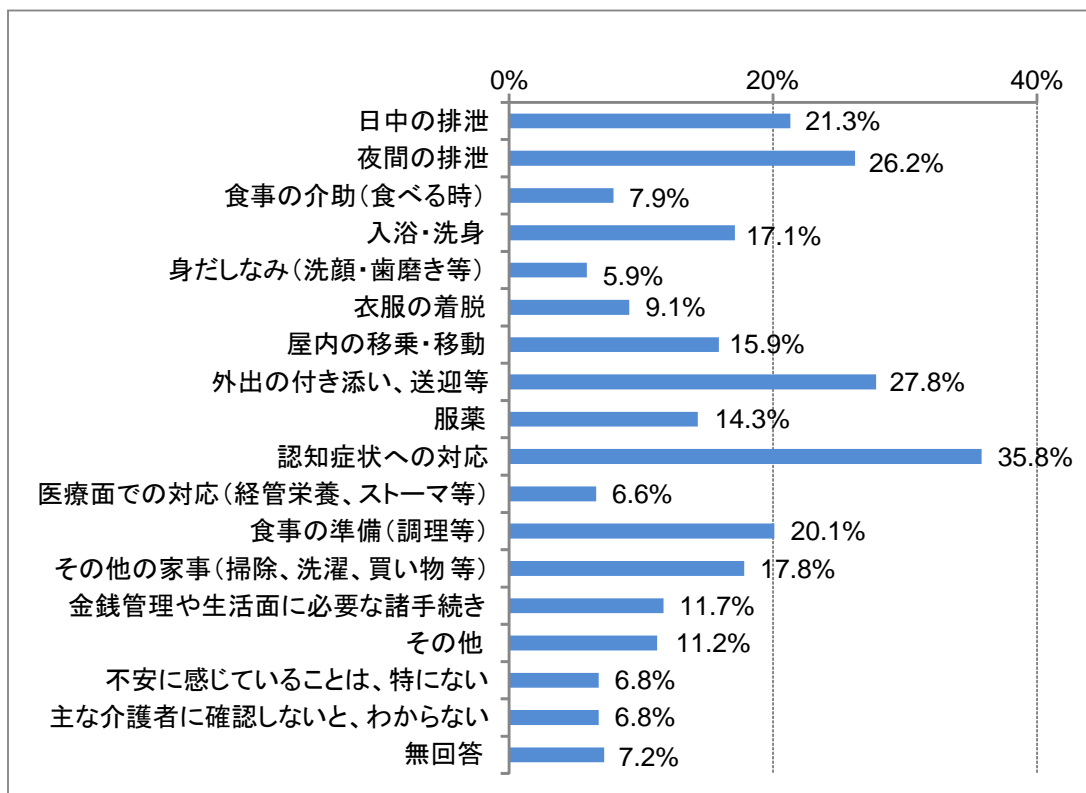


VII. 就労の継続に向けて効果的であると考えられる勤め先からの支援（複数回答）



VIII. 今後の在宅生活の継続に向けて、主な介護者が不安に感じる介護

(複数回答)



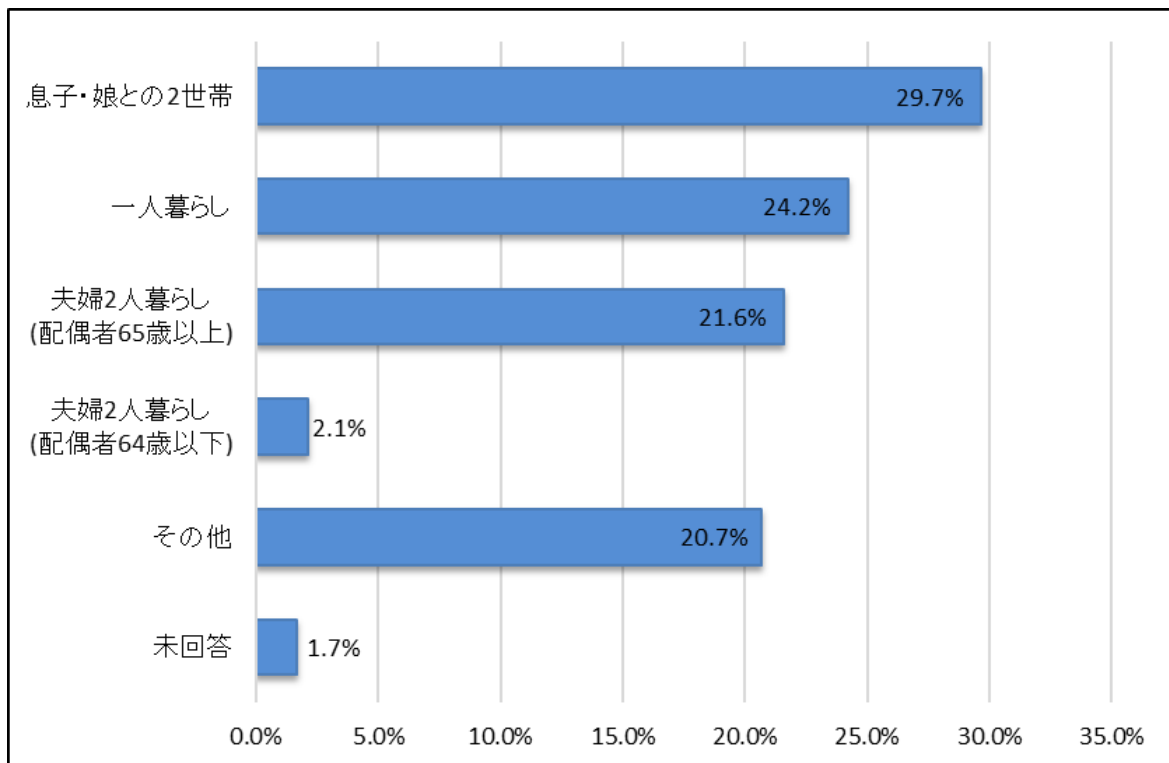
2 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査アンケート

対象者	500人（要介護認定を受けていない、65歳以上の高齢者）
回答者数	421件（回収率84.2%）
調査方法	介護予防教室参加者等によるアンケート調査
調査期間	平成29年5月

I. 回答者の家族形態

回答者の家族形態は「息子・娘との2世帯」が最も多く全体の29.7%、次いで「一人暮らし」が24.2%でした。

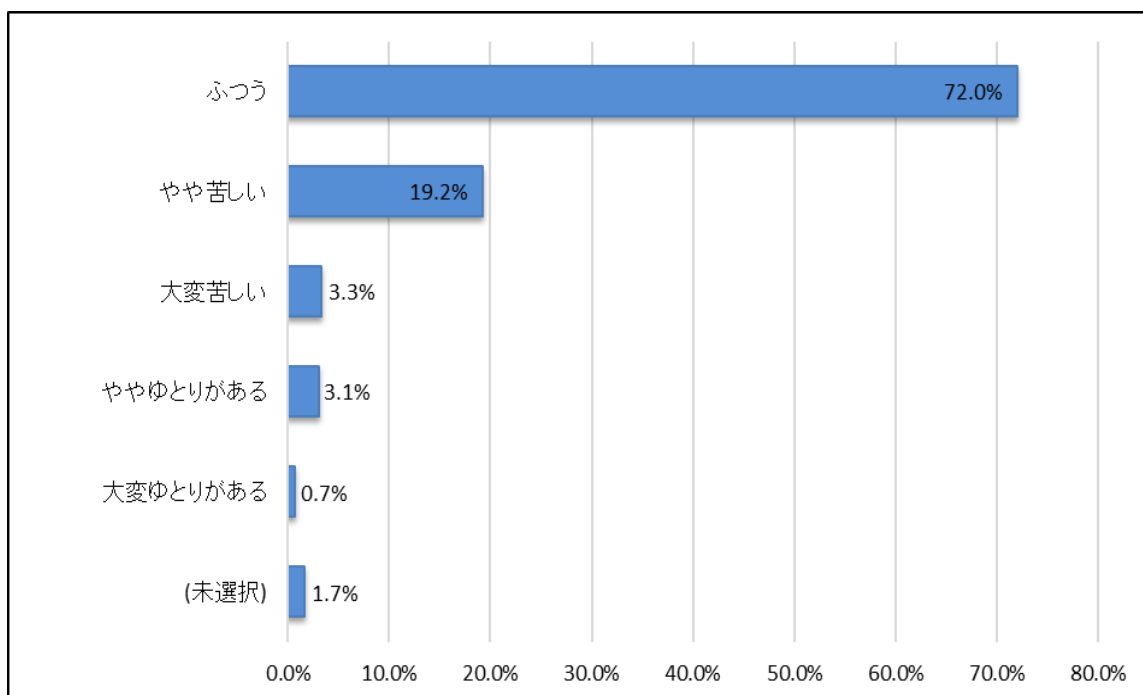
家族形態



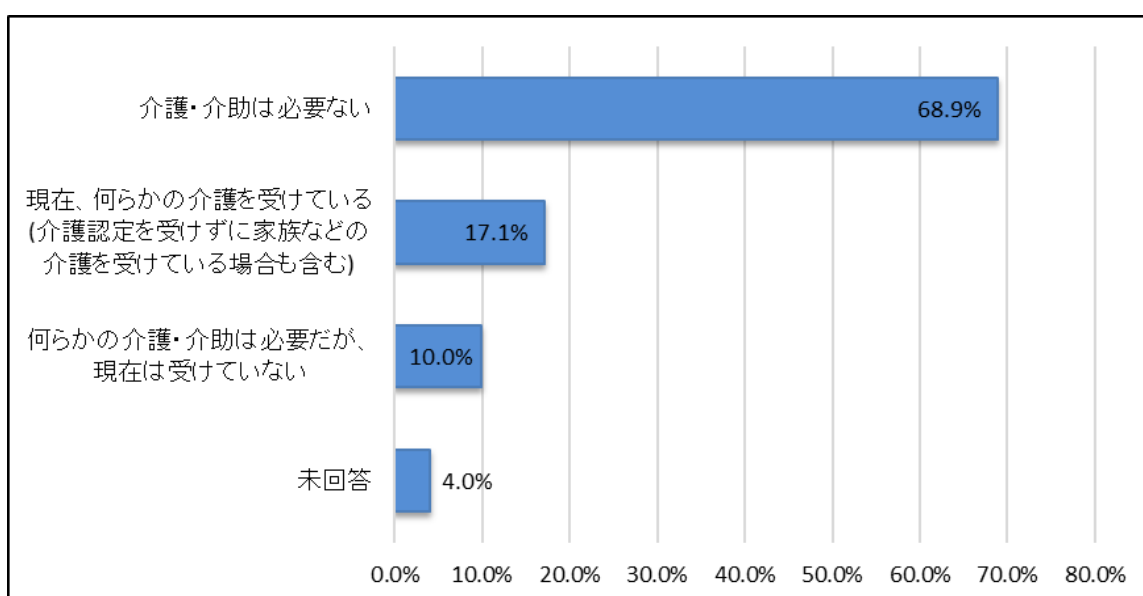
Ⅱ. 生活の状況について

現在の暮らしの状況では「ふつう」と回答した方の割合が最も多く 72.0%でした。次いで「やや苦しい」が 19.2%でした。

現在の暮らしの状況を経済的にみてどう感じていますか

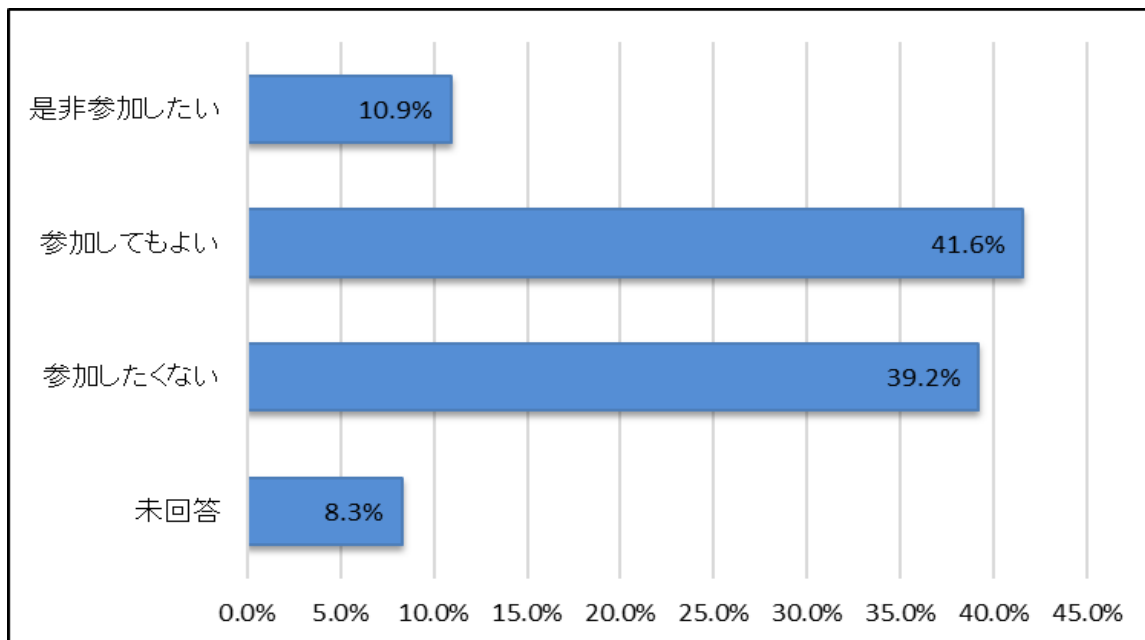


あなたは、普段の生活でどなたかの介護・介助が必要ですか

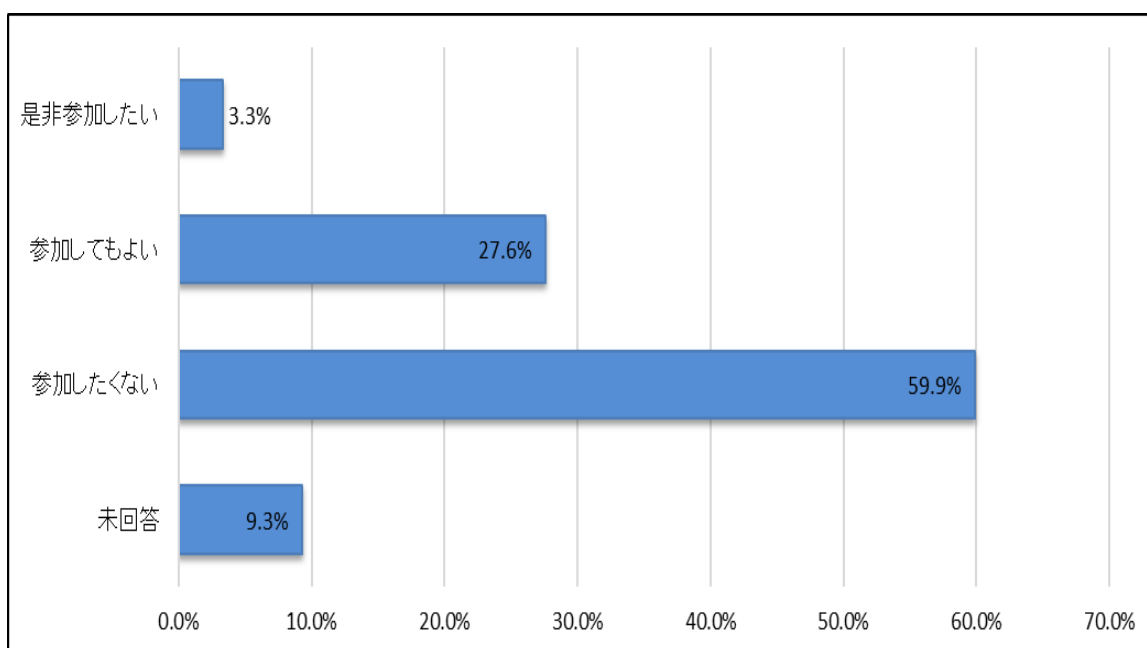


Ⅲ. 地域での活動について

地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動に参加者として参加してみたいと思いますか



地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動に企画・運営(お世話役)として参加してみたいと思いますか



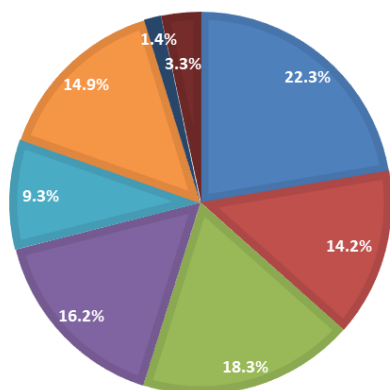
IV. たすけあいについて

「心配事や愚痴を聞いてあげる人（聞いてくれる人）」、「看護や世話をしてくれる人（あげる人）」は、配偶者や子ども、兄弟姉妹などの近親者でのたすけあいの回答が多く、近隣とのたすけあいは少なくなっています。

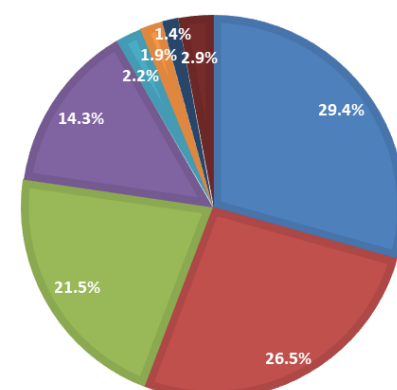
困ったときに助けてくれる人、あげる人

	あなたの心配事や愚痴を聞いてくれる人	あなたが病気で数日間寝込んだときに、看病や世話をしてくれる人	あなたが心配事や愚痴を聞いてあげる人	あなたが看病や世話をしてくれる人
1. 配偶者	22.3%	29.4%	20.8%	30.9%
2. 同居の子ども	14.2%	26.5%	10.2%	15.0%
3. 別居の子ども	18.3%	21.5%	12.1%	9.9%
4. 兄弟姉妹・親戚・親・孫	16.2%	14.3%	16.2%	15.9%
5. 近隣	9.3%	2.2%	13.6%	3.4%
6. 友人	14.9%	1.9%	18.1%	3.8%
7. その他	1.4%	1.4%	0.9%	1.8%
8. そのような人はいない	3.3%	2.9%	8.1%	19.3%

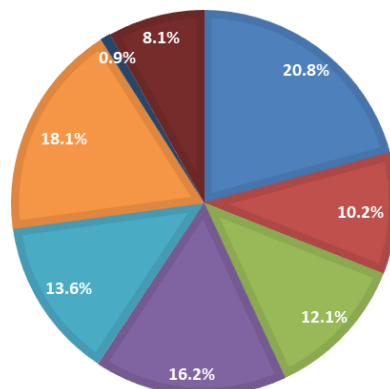
あなたの心配事や愚痴を聞いてくれる人



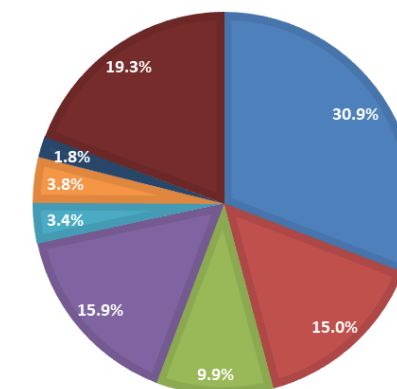
あなたが病気で数日間寝込んだときに、看病や世話をしてくれる人



あなたが心配事や愚痴を聞いてあげる人



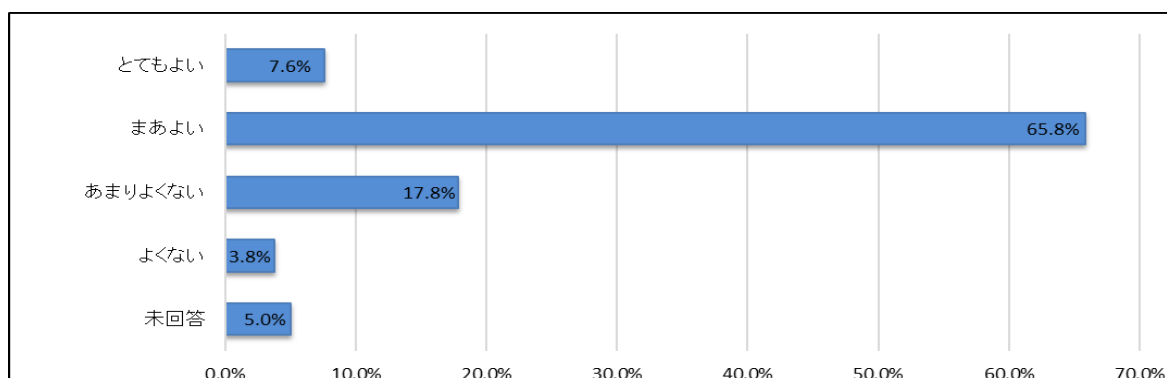
あなたが看病や世話をしてくれる人



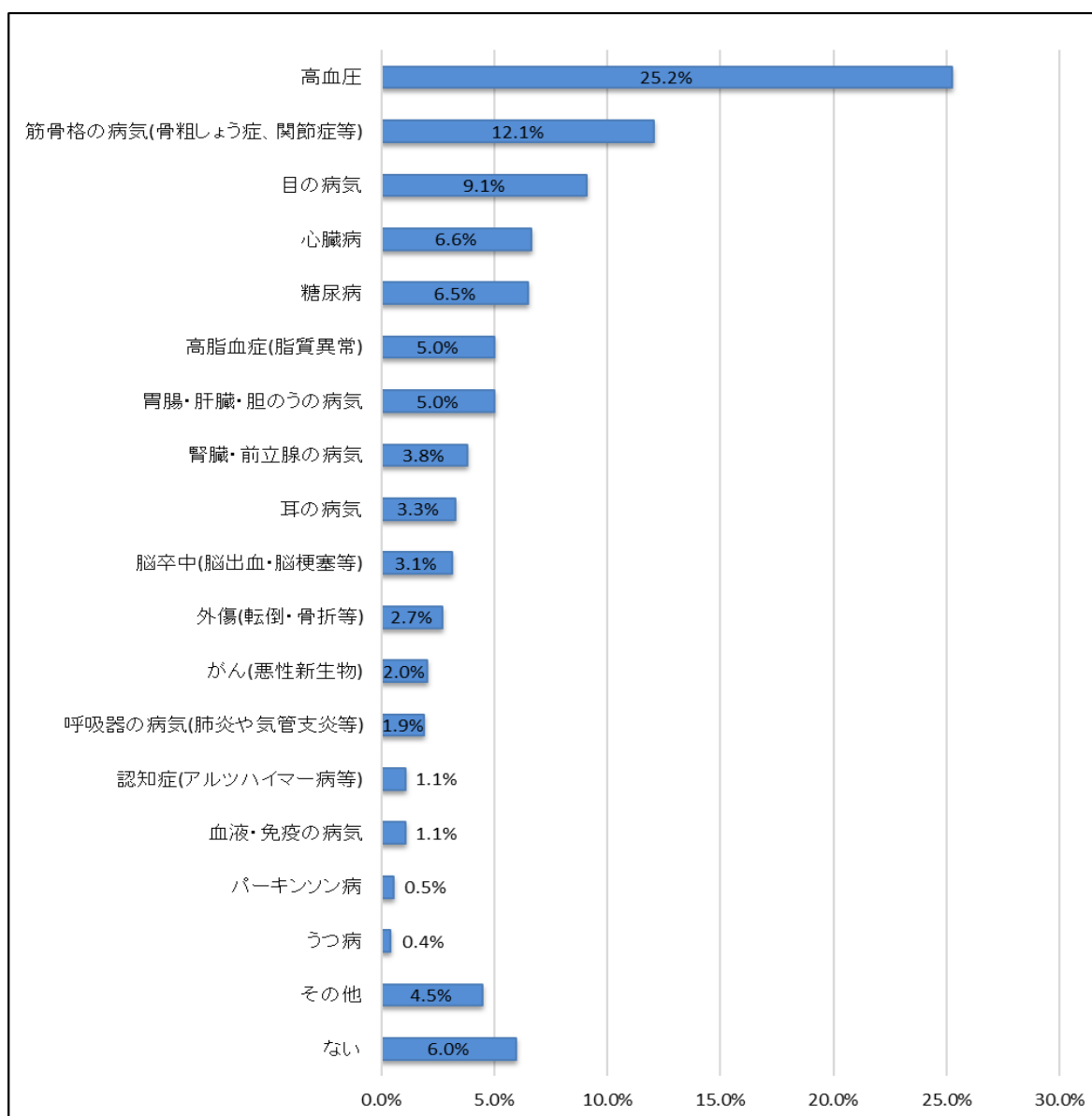
- 1. 配偶者
- 2. 同居の子ども
- 3. 別居の子ども
- 4. 兄弟姉妹・親戚・親・孫
- 5. 近隣
- 6. 友人
- 7. その他
- 8. そのような人はいない

V. 健康状態について

現在のあなたの健康状態はいかがですか

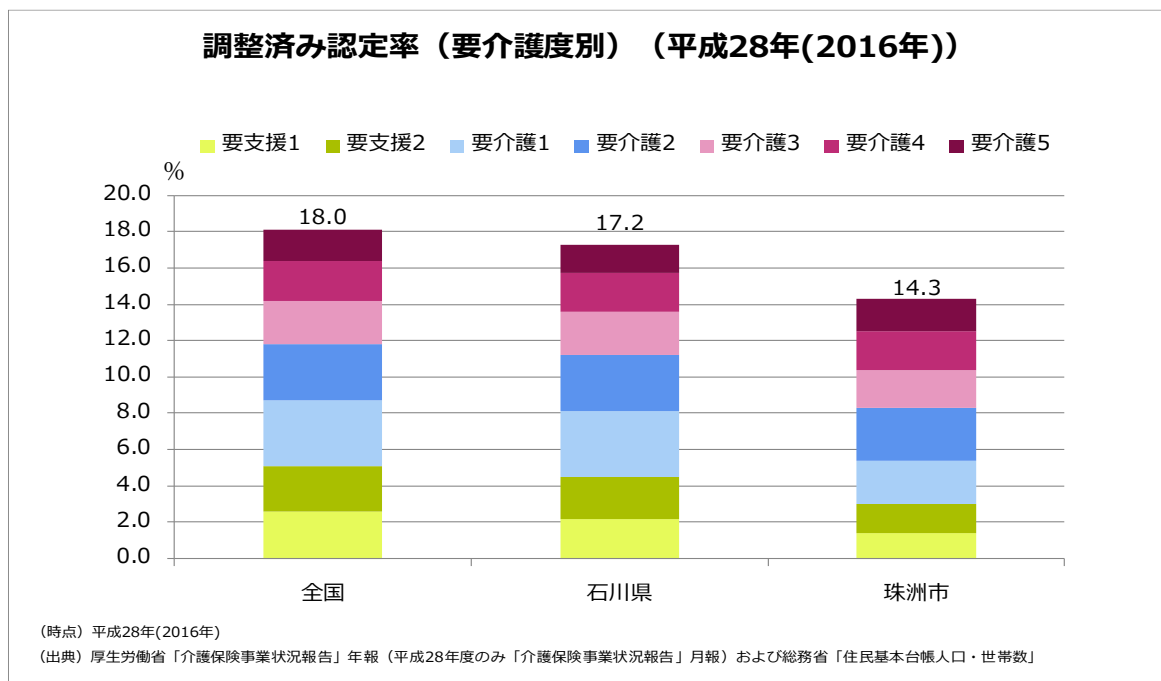
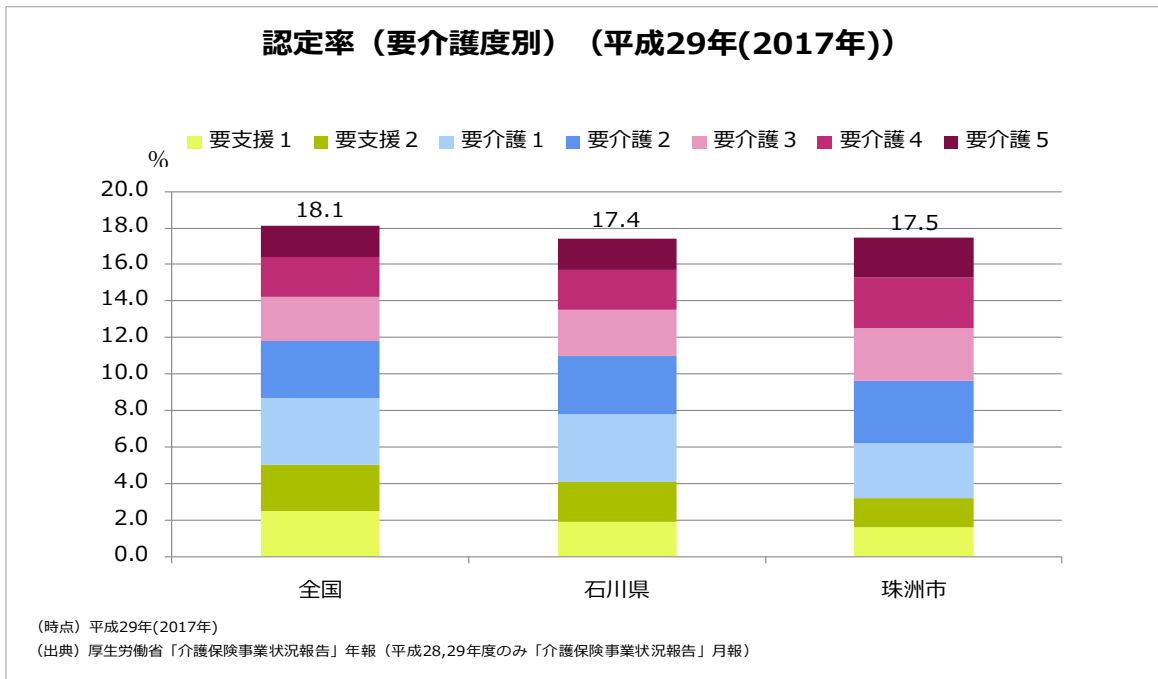


現在治療中、または後遺症のある病気はありますか



3 要介護認定率（国・県比較）

地域包括ケア「見える化」システムより要介護認定率を国、県と比較しました。要介護認定率は国、県と比較してほぼ同率です。また高齢化率の調整を行って比較した結果、珠洲市は国・県と比較して低い状況です。



第8次 珠洲市老人福祉計画

第7期 珠洲市介護保険事業計画

発行日：平成30年3月

編集：珠洲市介護保険事業計画・地域包括支援センター及び
地域密着型サービス等運営委員会、珠洲市福祉課

発行：珠洲市

〒927-1295 石川県珠洲市上戸町北方1字6番地の2

TEL：0768-82-7749 FAX：0768-82-8138

